

2013  
(平成25年)

1

JANUARY

年金機構業務

No.015

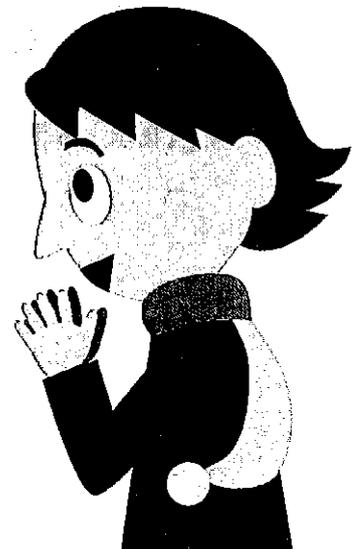
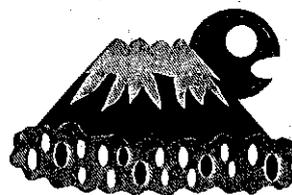
# くらしん



○ 1.年金給付(相談)事務に関するお知らせ…………… P.1

○ 2.「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更等」… P.56

○ 3.総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」… P.76





## 《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ	1
★ 住民票コード登録に関する「よくある相談の対応事例」	2
★ 年金から源泉徴収される「復興特別所得税」	14
★ 物価スライド特例水準の解消	18
○ 【指示・依頼】 年金請求時における記録の確認手順	20
○ 【指示・依頼】 年金記録の「よくある相談事例」パンフレットの周知・広報	51
2. 「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更等」	56
○ 【情報提供】 「千葉県大網白里市」の市制施行に伴う住所表示等の変更	57
○ 【情報提供】 金融機関の店舗名称変更等（平成24年12月14日支払分から変更）	61
○ 【情報提供】 金融機関の合併（平成24年12月14日支払分から変更）	65
○ 【情報提供】 金融機関の店舗名称変更等（平成25年1月15日支払分から変更）	73
3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」	76
○ 【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理	77

## 1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

### トピックス

- ★ 住民票コード登録に関する「よくある相談の対応事例」【年金相談部】  
ねんきんダイヤルに寄せられる「住民票コード登録による現況届、住所変更届の省略」に関する主な相談への対応事例をお示しするものです。
- ★ 平成 25 年 2 月定期支払から源泉徴収される「復興特別所得税」【年金給付部】  
平成 25 年 1 月 1 日（平成 25 年 2 月定期支払）から平成 49 年 12 月 31 日（平成 49 年 12 月定期支払）までの間に生じる所得（年金）から源泉徴収されることになる「復興特別所得税」に関する広報についてお知らせするものです。
- ★ 物価スライド特例水準の解消について【年金給付部】  
平成 24 年 11 月 16 日に国民年金法等の一部が改正され「物価スライド特例水準の解消」が平成 25 年 10 月から行われることになったことをお知らせするものです。

### ○【指示・依頼】

年金請求時等における記録の確認手順（平成 25 年 1 月から本格実施）

（平成 24 年 11 月 30 日 年相指 2012-93 給付指 2012-242 等）

年金記録確認作業の誤りを防止し、お客様に正しい年金をお支払いしていただくことを目的として、平成 24 年 9 月 26 日【年相指 2012-56】にお示しした確認手順について、国民年金保険料の後納制度の導入を契機に手順の見直しを図ったことをお示したものです。

### ○【指示・依頼】

年金記録の「よくある相談事例」パンフレットの周知・広報

（平成 24 年 12 月 7 日 年相指 2012-96）

『よくある「誤解による相談事例」（年金記録編）』のパンフレットの改訂版を作成しましたので、その活用方法等をお示したものです。

よくある相談の対応事例

ねんきんダイヤルに寄せられる相談とその対応事例についてご紹介しますので、年金事務所における相談業務の参考にしてください。

1. 現況届の省略について

【相談内容】

私は1月生まれです。住民票コードを登録しているのに現況届が送られてきました。昨年も現況届が送られてきましたが、提出が遅れたため4月の支払が差止になりました。

住民票コードの収録に関するお知らせに、「収録済」と書いてある場合は、現況届の届出が不要になると書いてありますが、どうして毎年現況届が送られてくるのですか。

基礎年番 選択	*新法*受給権者原簿記録回答票 (現存・基礎)		画面1
7がナ:ネシ/ハ	届書コード020 大区分 小区分	操作番号1	001/019
氏名:年金 花子	基礎年金番号:2100-999999	年金コード:1150	
原因:01 発生:平10.01.19 改定:平15.01.19 65-01 裁定:平10.03.20 担保:0	生年月日:昭和13.01.20		
郵番:168-00XX 市区町村:2111-XXX 進捗:21XX 時効:00.00 水準:1	住1		
住所:杉並区 高井戸西 X-X-X			
1 000X ネシ 00X 残付		000XXXXXX	
基礎 付加 被保期:XXX 保留 発生:平100119-平100201 平03給16			
定額:0786500 0000000 1納付:XXX 支払:0 裁定:平100320 改定:平100119			
下支え:0000000 3納付:XXX 未選:0 受付:0平100119 遡及:平100119 受数:1			
基本額:0786500 0000000 厚給2:XXX 機械:0 時効:0000-0 再整入:0-00 続柄:0			
加算額:0000000 0000000 共済2:000 減額: 進達:0042316 過率:02 下支:0			
加給金:+0000000 付加納:000 厚最終:平1101010-0000003 在職:1 等級:0-00			
繰上下:0000000 +0000000 全免:000 共最終:000-000000 上外:0 初診:000000			
停止額:0000000 0000000 3/4:000 半免:00 加対: 三者:0 認定:000000			
支払額:0786500 0000000 1/4:000 学若:000 01 他半:00 000000 診査:000000			
上乗額:0305000 沖繩:0 条文:02-08001-01 選択:0 割合:00			
支払計:1091500 配状:21-1 配年金:19999-999999-1150 有因:0-00			
各期:0181916 保留:00000000 停止:00 0000 0000 基繰:65 -0 診断:0-0-0			
調整:+00000000 国庫:00000000 被保険者:女 昭130120 傷病:000000			
調計:+000000 差止:0000 00000000		現	平241227 送

【原因】

共通		住基情報照会回答票		画面1
選択	届書コード	020 大区分6 小区分40	操作番号2	001
フリガナ: ねねの けい	氏名: 年金 花子	基礎年金番号: 2100-999999	生年月日: 昭和13.01.20	
統一事務所: ****	郡市区: **	事業所/船舶: ****	被保整理番号: ****	
住民票: 12345678999	改定事由: 88	状態: 20	エラー事由: 00	加入制度 未加入
作成年月日: 平211119	変更年月日: 平230310	未使用年月日: 000000		
生存確認年月日: 平230310	死亡年月日: 000000			
本人確認状態: 通知済	通知・本人確認年月日: 平230701	処理事務所: 21XX		
更新抑止履歴				
項番	1	2	3	
変更年月日				
更新抑止				
住基更新履歴				
項番	1	2	3	
住民票	12345678999			
収録年月日	平211119			
異動年月日	平170401			
異動事由	32			
市町村	21XXX			
不参加対象	0			
生存状況	0			

現況届が省略されるかどうかについては、受給権者原簿の「住：1」表示だけでは判断できません。現況届が省略されるためには、年次生存確認時、及び現況届送付対象者抽出時に、いくつかの条件を満たしている必要があります。

今回の事例では、昨年の現況届の提出が遅れ、平成24年の年次生存確認対象者を抽出する時期に年金が差止になっていたため、生存確認が行われませんでした。そのため、次の年次生存確認を行うまでの間、現況届を省略することができませんでした。

【解説】

(1) 年次生存確認について

- ① 毎年2月末に住基ネットへ照会し、年次の生存確認を行います。生存確認対象者になるためには、2月の諸変更締切日（3月随時支払の締切日）時点で、次の条件を満たしている必要があります。

住基情報照会回答票（共通 020640）の「状態：20（本登録）」かつ「未使用年月日：0（未使用申立ではない）」の方のうち、以下の条件に該当する方

- ア. 住基情報照会回答票の「生存状況」が「0（生存）」
- イ. 受給権者原簿が失権または取消ではない
- ウ. // 支払保留「2」または「9」ではない
- エ. // 差止者ではない

※ ただし、住基情報照会回答票の「改定事由：10（強制登録）」の場合、アの条件は不要です。

- ② ①の条件により年次生存確認の対象者となった場合は、住基ネットへ照会を行い、その結果が以下の場合に生存確認年月日を更新します。ただし、年次生存確認の対象者となった場合でも、住基情報照会回答票の「変更年月日」が1月の締切日より後の場合は更新されません。

項目	条件
改定事由	「10」以外
状態	「20」(本登録)
未使用年月日	「0」(未使用申立ではない)
異動事由	「11, 12, 13, 31, 32, 33, 34, 35」のいずれか
不参加対象	「0」(参加)
生存状況	「0」(生存)

(2) 現況届送付対象者について

現況届送付対象者抽出時(生月の2ヶ月前)に、以下の条件を全て満たしている場合は、現況届が省略されます。

- ア. 年金が差止ではない
- イ. 住基情報照会回答票の状態が「20」
- ウ.            "            改定事由が「10」以外
- エ.            "            未使用申立ではない
- オ.            "            不参加対象が「0」
- カ.            "            生存状況が「0」
- キ.            "            異動事由が「11, 12, 13, 31, 32, 33, 34, 35」のいずれか
- ク. 生存確認年月日 ≥ 現況届送付対象者抽出年月 - 1年

事例の場合、生存確認時に差止の状態にあったため生存確認が行われず、「ク」の条件を満たしていませんでした。そのため、住民票コードが登録されていても、現況届が送付されることになります。

仮に、平成25年1月の現況届の提出が遅れて、2月の諸変更締切日時点で差止になっていた場合、年次生存確認の対象者から除かれてしまいます。そのため、翌年度(平成26年1月)も現況届が送付されることになります。

現況届を期限内に提出していただき、年次生存確認の条件を全て満たした場合は、平成25年3月4日から14日の間に生存確認年月日が更新されます。そのため、

平成25年度（平成26年1月）の現況届抽出時には「ク」の条件を満たしていることとなりますので、それ以外の「ア」から「キ」までの条件も満たしていれば、現況届は省略されることとなります。

(回答)

昨年の生存確認を行った際に、お客様の年金は差止の状態になっていたため、現況届省略の対象者になりませんでした。そのため、お手元に届いていらっしゃる現況届については、必ず提出期限までにお手続きをお願いいたします。

## 2. 住所変更届の省略について

平成23年7月から住民基本台帳ネットワークを活用した届書の省略が実施されているところですが、受給者原簿の住所変更記録が更新されない事例があります。

### 【相談事例】

引っ越しして住所が変わったため、住所変更の届出の要否について日本年金機構に確認したところ、住基ネットを利用して住所変更処理が行われるため、手続きは不要と言われました。しかし、本日、日本年金機構からの通知書が前住所に送られ、転送されてきたのですが、なぜですか。

### 【原因1】

共通		住基情報照会回答票			画面1
選択	届書コード	020	大区分6 小区分40	操作番号2	001
フリガナ: ねんきん かつ	基礎年金番号: 2100-111111			生年月日: 昭和15.08.20	
氏名: 年金 太郎	統一事務所: ****	郡市区: **	事業所/船舶: ****	被保整理番号: ****	
住民票: 12345678901	改定事由: 88	状態: 20	エラー事由: 00	加入制度	未加入
作成年月日: 平230704	変更年月日: 平240516	未使用年月日: 000000			
生存確認年月日: 平240310	死亡年月日: 000000				
本人確認状態: 通知済	通知・本人確認年月日: 平230616	処理事務所:			
更新抑止履歴					
項番	1	2	3		
変更年月日					
更新抑止					
住基更新履歴					
項番	1	2	3		
市町村	12345678901	12345678901			
収録年月日	平240516	平240413			
異動年月日	① 平240405	平240306			
異動事由	① 11	11			
市町村	23456	12345			
不参加対象	0	0			
生存状況	0	0			

共通		受給権者改定記録回答票			画面1
選択	届書コード	020	大区分 小区分	操作番号2	002/002
フリガナ: ねんきん かつ	基礎年金番号: 2100-111111			年金コード: 1150	
氏名: 年金 太郎				生年月日: 昭和15.08.20	
原因: 01	発生: 平13.11.16	改定: 平14.11.16	64-01	裁定: 平14.07.18	担保: 0
郵便: 108-0073	市区町村: 2111-103	進達庁: 2111	時効: 00.00		
住所: 港区 三田 4-19-15					
項番	原因	フリガナ	作成	改定日	順位
1	41	平2310	E&	変更前: 135-0053 21350108	
			時効	入力課所	処理日
			功効 かつ 3-4-5-101	業務センタ	② 平240413
			江東区 辰巳 1-8-5-101		

異動年月日「平240405」の住所変更情報が反映されない。

住基情報照会画面では住基更新履歴の項番1に異動情報が確認できるにもかかわらず、改定記録画面には項番1の異動情報が反映していません。これは、住基更新履歴の項番1における異動年月日(①)より後に処理された住所変更処理(②)が存在しているためです。

具体的な事例だと、2ヶ月連続して住所変更が行われ、1回目の異動情報が受給権者原簿に収録される前に2回目の異動があった場合や、事務センター等で住所変更処理を行った日(処理日)より前の異動年月日情報が収録された場合などです。

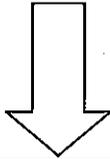
改定記録画面では、住所変更があった場合の実際の異動年月日が収録されないため、改定記録の処理日と住基ネットの異動年月日と比較し、原簿に反映するか否かの判断がされています。そのため、反映しなかった最新の住所については、手入力にて住所変更処理を行う必要があります。

(回答)

大変申し訳ありません。早急に●●様のご住所を確認し、変更されていることが確認できましたら、こちらで住所変更の処理をさせていただきます。ご連絡いただき、ありがとうございました。

【原因2】

共通	住基情報照会回答票			画面1
選択	届書コード	020 大区分6 小区分10	操作番号2	001
刀がナ:ネキシロウ	基礎年金番号:2100-222222			生年月日:昭和27.04.11
氏名:年金 次郎				
統一事務所:****	郡市区:**	事業所/船舶:****	被保整理番号:*****	
住民票:23456789012	改定事由:02	状態:20	エラー事由:00	加入制度 未加入
作成年月日:平240510	変更年月日:平240511	未使用年月日:000000		
生存確認年月日:000000	死亡年月日:000000			
本人確認状態	未確認		通知・本人確認年月日:	処理事務所:
更新抑止履歴				
項番	1	2	3	
変更年月日				
更新抑止				
住基更新履歴				
項番	1	2	3	
住民票				



新規裁定による住基コードの収録や申出による収録処理後、「お知らせ」を送付するためのデータが抽出され、本人確認状態が「未確認」から「通知済」となります。

共通	住基情報照会回答票			画面1
選択	届書コード	020 大区分6 小区分10	操作番号2	001
刀がナ:ネキシロウ	基礎年金番号:2100-222222			生年月日:昭和27.04.11
氏名:年金 次郎				
統一事務所:****	郡市区:**	事業所/船舶:****	被保整理番号:*****	
住民票:23456789012	改定事由:02	状態:20	エラー事由:00	加入制度 未加入
作成年月日:平240510	変更年月日:平240604	未使用年月日:000000		
生存確認年月日:平240604	死亡年月日:000000			
本人確認状態	通知済		通知・本人確認年月日:平240731	処理事務所:1111
更新抑止履歴				
項番	1	2	3	
変更年月日				
更新抑止				
住基更新履歴				
項番	1	2	3	
住民票	23456789012	23456789012		
収録年月日	平240614	平240604		
異動年月日	平240515	平240320		
異動事由	11	11		
市町村	23456	12345		
不参加対象	0	0		
生存状況	0	0		

毎月10日前後に本人確認状態が「通知済」となり、「お知らせ」の送付(予定)日が「通知・本人確認年月日」に表示されます。

住基コード収録後、「本人確認状態」が「未確認」から「通知済」となるまでの間は、住所変更の「更新抑止」となっており、ご本人からの住所変更届が必要です。なお、お送りする「住民票コードの収録に関するお知らせ」にも、はがきの宛名住所と現在お住まいの住所が異なる方は、住所変更届が必要となるためお近くの年金事務所等にご相談いただくようご案内しております。

WM画面上「本人確認状態：通知済」となるのは、「お知らせ」発送月の10日前後です。

また、「本人確認状態」が「未通知」「未送達」となっている場合は、日本年金機構本部へ「本人確認状態「未送達」解除依頼」を行います。

<参考>

平成24年4月6日発出【事企指 2012-51】【基シ指 2012-22】「住民基本台帳ネットワークシステムを活用した届出省略に係るシステム回収に伴う事務処理への対応（指示・依頼）」別紙概要

業務スケジュール「新規裁定者等への住民票コード収録のお知らせ送付スケジュール」「住基異動情報取得・受給者原簿等一括更新」参照

(回答)

住民基本台帳ネットワークを利用して、住所変更処理をさせていただくことをお知らせする前の住所変更であったため、日本年金機構で住所変更を行うことができません。大変お手数をおかけいたしますが、住所変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

【原因3】

共通		住基情報照会回答票		画面1
選択	届書コード	020 大区分6 小区分40	操作番号2	001
フリガナ:ネキン タロウ	基礎年金番号: 2100-111111		生年月日: 昭和15.08.20	
氏名: 年金 太郎	統一事務所: ****	郡市区: **	事業所/船舶: ****	被保整理番号: ****
住民票: 12345678901	改定事由: 88	状態: 20	エラー事由: 00	加入制度 未加入
作成年月日: 平230704	変更年月日: 平240516	未使用年月日: 000000		
生存確認年月日: 平240310	死亡年月日: 000000			
本人確認状態: 通知済	通知・本人確認年月日: 平240531			処理事務所:
更新抑止履歴				
項番	1	2	3	
変更年月日	平240602			
更新抑止	1-8			
住基更新履歴				
項番	1	2	3	
住民票	12345678901	12345678901		
収録年月日	平240614	平230704		
異動年月日	平240520	平201001		
異動事由	11	11		
市町村	23456	12345		
不参加対象	0	0		
生存状況	0	0		

項番1に更新抑止コードが入っている場合住所変更されないため、「住民基本台帳による住所の更新停止解除申出書」により、解除が必要となります。

(回答)

現在、お客様は住基ネットを利用した住所変更処理が停止されております。

(1-8の場合は、平成23年7月の住基突合作業において、日本年金機構登録の住所と住民票上の住所が不一致となっている事象です。) そのため、住所変更届をご提出いただきますようお願いいたします。なお、今後住基ネットを利用した住所変更処理をご希望の場合は、「住民基本台帳による住所の更新停止解除申出書」を併せてご提出ください。

◎ この記事についての問合せ先

冒頭部分にありますように、ねんきんダイヤルに寄せられる相談内容をご紹介します。詳細については、各担当部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【年金相談部 相談指導グループ】

**【参考1】 住民票コード収録に関する業務スケジュールと  
住基情報照会回答票の画面遷移について**

**住基DB更新処理（新規裁定者等に係る本人特定）**

	11月	12月	1月
運用部処理 対象者抽出処理	28 29		
対象者データ引き渡し 日本年金機構→LASDEC	30		
照会結果データ受入れ LASDEC→日本年金機構		4	
<b>運用部処理 住基DB更新処理（經常取崩分）</b>		4 6	
運用部処理 ファイル転送（高井戸→三鷹）			7
三鷹処理			10
エラーリスト配信			11

住民票コードを窓口装置から登録すると、状態：10（仮登録）となり、住基ネット（LASDEC）へ4情報照会を行います。  
照会を行った結果、住基ネットから回答のあった住民票コードと登録した住民票コードが一致した場合、状態：20（本登録）となります。

① 新規裁定または住民票コード登録処理

共通 住基情報照会回答票 画面1  
選択 届書コード 020 大区分6 小区分40 操作番号2 001  
フリガナ: 年金 太郎 基礎年金番号: 2100-111111 生年月日: 昭和25.04.25  
氏名: 年金 太郎  
統一事務所: \*\*\*\* 郡市区: \*\* 事業所/船舶: \*\*\*\* 被保険整理番号: \*\*\*\*  
住民票: 12345678901 改定事由: 71 状態: 10 エラー事由: 00 加入制度 未加入  
作成年月日: 平241119 変更年月日: 平241119 未使用年月日: 000000  
生存確認年月日: 000000 死亡年月日: 000000  
本人確認状態: 未確認 通知・本人確認年月日: 000000 処理事務所: 21XX

更新抑止履歴  
項番 1 2 3  
変更年月日  
更新抑止  
住基更新履歴  
項番 1 2 3  
住民票  
収録年月日  
異動年月日  
異動事由  
市町村  
不参加対象  
生存状況

② 本人特定後

共通 住基情報照会回答票 画面1  
選択 届書コード 020 大区分6 小区分40 操作番号2 001  
フリガナ: 年金 太郎 基礎年金番号: 2100-111111 生年月日: 昭和25.04.25  
氏名: 年金 太郎  
統一事務所: \*\*\*\* 郡市区: \*\* 事業所/船舶: \*\*\*\* 被保険整理番号: \*\*\*\*  
住民票: 12345678901 改定事由: 71 状態: 20 エラー事由: 00 加入制度 未加入  
作成年月日: 平241119 変更年月日: 平241204 未使用年月日: 000000  
生存確認年月日: 平241204 死亡年月日: 000000  
本人確認状態: 未確認 通知・本人確認年月日: 000000 処理事務所: 21XX

更新抑止履歴  
項番 1 2 3  
変更年月日  
更新抑止  
住基更新履歴  
項番 1 2 3  
住民票 12345678901  
収録年月日 平241204  
異動年月日 平140805  
異動事由 34  
市町村 21XXX  
不参加対象 0  
生存状況 0

新規裁定者等への住民票コード収録のお知らせ送付スケジュール

	11月	12月	1月
給付更新日	19	17	
住民票コード収録作業	20		
お知らせデータ抽出等 作成準備作業	21	17	
発送日		28	

お知らせ送付対象者の抽出日（毎月10日前後）に「本人確認状態」を更新します。「通知・本人確認年月日」は発送月の末日が表示されます。

住基DB更新処理（住民票コード収録者に係る年次生存確認）

	2月	3月	4月
運用部処理 対象者抽出処理	26, 27		
対象者データ引き渡し 日本年金機構→LASDEC	28		
照会結果データ受入れ LASDEC→日本年金機構		4	
運用部処理 住基DB更新処理（生存確認月次分）		4, 14	
運用部処理 死亡保費BMP			15

③ 「住民票コード収録のお知らせ」送付後

共通 住基情報照会回答票 画面1  
 選択 届書コード 020 大区分6 小区分40 操作番号2 001  
 氏名：年金 太郎 基礎年金番号：2100-111111 生年月日：昭和25.04.25  
 統一事務所：\*\*\*\* 郡市区：\*\* 事業所/船舶：\*\*\*\* 被保険整理番号：\*\*\*\*\*  
 住民票：12345678901 改定事由：71 状態：20 エラー事由：00 加入制度 未加入  
 作成年月日：平241119 変更年月日：平241204 未使用年月日：000000  
 生存確認年月日：平241204 死亡年月日：000000  
 本人確認状態：通知済 通知・本人確認年月日：平250131 処理事務所：21XX

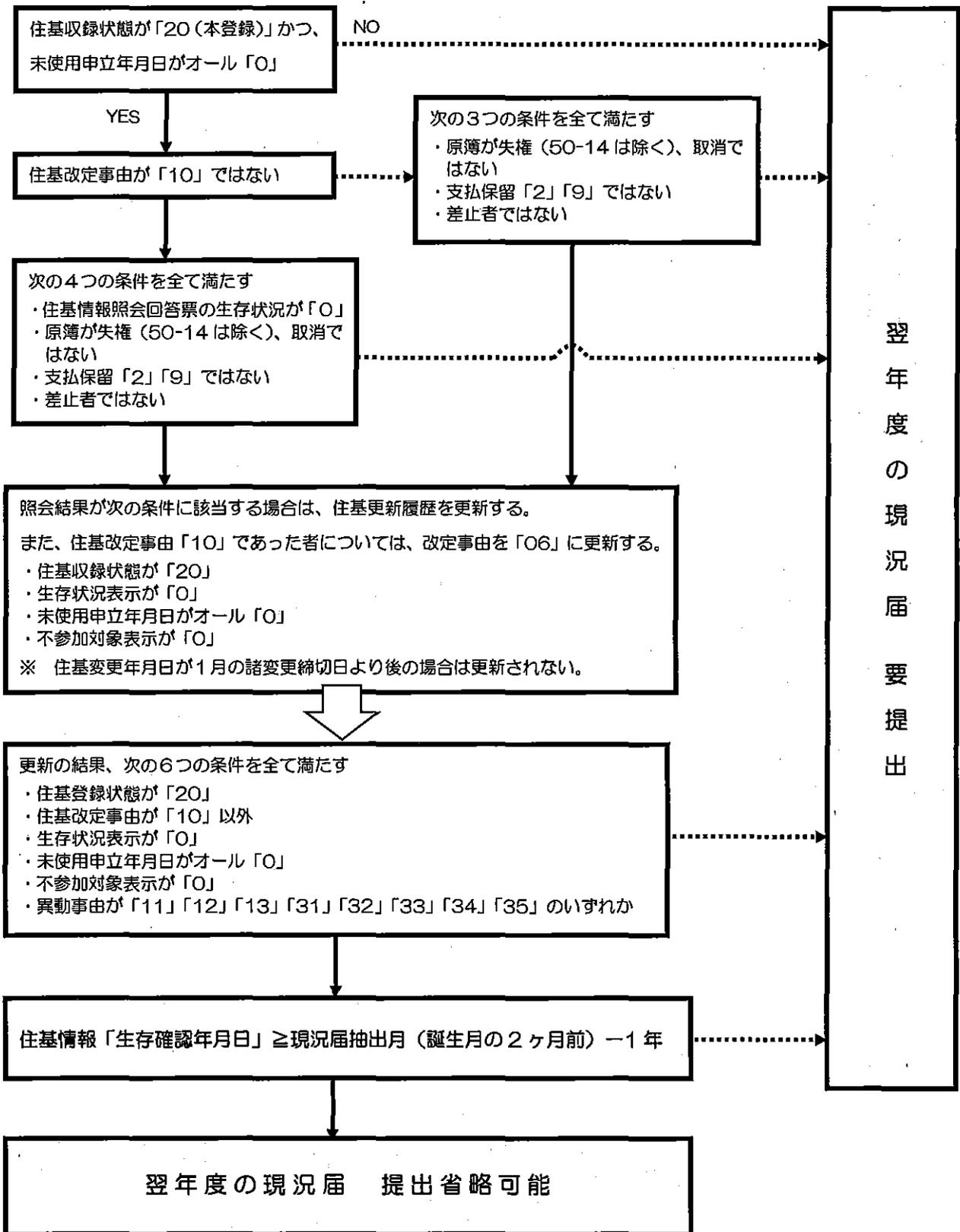
更新抑止履歴  
 項番 1 2 3  
 変更年月日  
 更新抑止  
 住基更新履歴  
 項番 1 2 3  
 住民票 12345678901  
 収録年月日 平241204  
 異動年月日 平140805  
 異動事由 34  
 市町村 21XXX  
 不参加対象 0  
 生存状況 0

④ 年次生存確認後

共通 住基情報照会回答票 画面1  
 選択 届書コード 020 大区分6 小区分40 操作番号2 001  
 氏名：年金 太郎 基礎年金番号：2100-111111 生年月日：昭和25.04.25  
 統一事務所：\*\*\*\* 郡市区：\*\* 事業所/船舶：\*\*\*\* 被保険整理番号：\*\*\*\*\*  
 住民票：12345678901 改定事由：71 状態：20 エラー事由：00 加入制度 未加入  
 作成年月日：平241119 変更年月日：平250310  
 生存確認年月日：平250310 死亡年月日：000000  
 本人確認状態：通知済 通知・本人確認年月日：平250131 処理事務所：21XX

更新抑止履歴  
 項番 1 2 3  
 変更年月日  
 更新抑止  
 住基更新履歴  
 項番 1 2 3  
 住民票 12345678901  
 収録年月日 平241204  
 異動年月日 平140805  
 異動事由 34  
 市町村 21XXX  
 不参加対象 0  
 生存状況 0

【参考2】年次生存確認フロー



## 平成 25 年分の所得税から適用される復興特別所得税について

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、日本年金機構を含む所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付することとなった。

## 1. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされている。

$$\text{合計税率 (\%)} = \text{所得税率 (\%)} \times 102.1\%$$

	扶養親族等申告書の提出有り	扶養親族等申告書の提出無し
所得税率 (%)	5	10
合計税率 (%)	5.105	10.21

## 2. 復興特別所得税に関する日本年金機構の広報

### ① 平成 24 年 10 月

課税対象者である老齢年金受給者に送付する「扶養親族等申告書の手引き」（約 700 万人）に記載及び機構HPに掲載。

### ② 平成 25 年 1 月

老齢年金受給者に送付する「源泉徴収票」（約 3,500 万人）に記載。

### ③ 平成 25 年 2 月～5 月

平成 25 年 2 月～5 月に復興特別所得税の源泉徴収が始まったことにより受取年金額が変更となる年金受給者や受取金融機関の変更をされた年金受給者等に送付する「年金振込通知書」（約 500 万人）に記載。（別紙）

# 振込通知書 サンプル

# 外側

## 「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成25年2月から、年金から所得税が源泉徴収される方は、「復興特別所得税」が併せて源泉徴収されます。

年金から源泉徴収される所得税額および復興特別所得税額については、このお知らせの内側をご確認ください。

## お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



# 0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
**03-6700-1165**

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 7 : 0 0  
 火 ~ 金 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5  
 第 2 土 曜 日 午前 9 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0

- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

郵便はがき



## 大切なお知らせ

## ●年金振込通知書

この「年金振込通知書」は、口座振込により年金を受け取られている方への「年金支払額」、「年金から特別徴収する保険料等」のお知らせです。

差出人	シンボル マーク	<b>日本年金機構</b>
	Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号	

ご案内は内側にあります。  
矢印の方向へゆっくりと開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

# 振込通知書 サンプル

# 内 側

## 年金振込通知書

(振込予定日) 平成25年2月15日

されたことにより、平成 年 月と平成 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたので、お知らせします。

年金の種類	年金
年金証書の基礎年金番号・年金コード	
振込先	

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」<sup>※1</sup>等の金額

	平成 年 月の支払額	平成 年 月から平成 年 月の各支払月毎の支払額
年金支払額 <sup>※2</sup>	円	円
介護保険料額	円	円
	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円
個人住民税額	円	円
控除後振込額	円	円

※1 年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。

※2 「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金の支払いが含まれています。

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



## 支払予定日について

- 平成24年度分の支払予定日は次のとおりです。
  - ・平成25年2月15日(12月、1月の2カ月分)
  - ・平成25年4月15日(2月、3月の2カ月分)
- 年金支払額が変更となったり振込先等に変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。

## 年金から特別徴収する保険料等について

- 日本年金機構は、市区町村からの依頼にもとづき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。
  - 各支払月に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。
  - 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出ることで、口座振替による支払方法に変更できます。
- 年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町村役場におたずねください。

## 所得税と復興特別所得税について

- 平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。
- 平成25年2月から平成40年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています(1円未満切り捨て)。
- 復興特別所得税の徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされています。源泉徴収の対象となる支払金額に対して、所得税と復興特別所得税を合わせた税率5.105%(扶養親族等申告書の提出が無い場合は10.21%)を乗じて計算した額が、所得税と復興特別所得税として源泉徴収されます。

## 物価スライド特例水準の解消について

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成24年11月16日に成立したことに伴い、平成25年10月から物価スライド特例水準の解消が行われることとなりますが、年金相談における対応につきましては、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

### 特例水準の解消に係る留意点

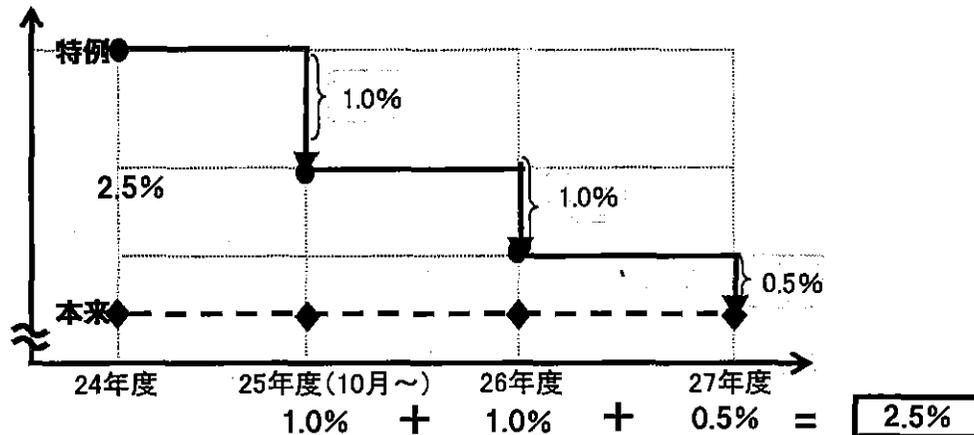
- 物価スライド特例水準の解消は、平成25年（10月）、平成26年（4月）、平成27年（4月）の3年間で行われます。（次ページ参照）
- 解消幅については、仮に物価や賃金の変動がなかった場合は、平成25年10月及び平成26年4月がそれぞれ1.0%、平成27年4月が0.5%となります。  
なお、物価や賃金が上昇した場合は、引下げ幅が縮小することになります。
- 平成25年度の年金額は、平成25年6月支払分で総務省が公表する平成24年平均の全国消費者物価指数の変動の結果（平成25年1月25日公表予定）を踏まえた年金額改定を行い、平成25年12月支払分で特例水準の解消に伴う年金額改定（マイナス1.0%）を行うこととなります。

（年金給付部）

## 特例水準の解消について

- 過去(平成11～13年)、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されている。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとする。なお、平成25年度は10月から実施する。

### <概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※ 物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

### <年金額の推移>

年月	基礎年金	厚生年金 (標準世帯)
平成24年4月～	65,541円	230,940円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)	226,216円 (▲2,375円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)	225,040円 (▲1,176円)

※ 仮に物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもの

### 特例水準解消の意義

- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。
- ➡
- ・現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。
  - ・世代間の公平を図る。



24. 6. 27  
24. 11. 30 改訂

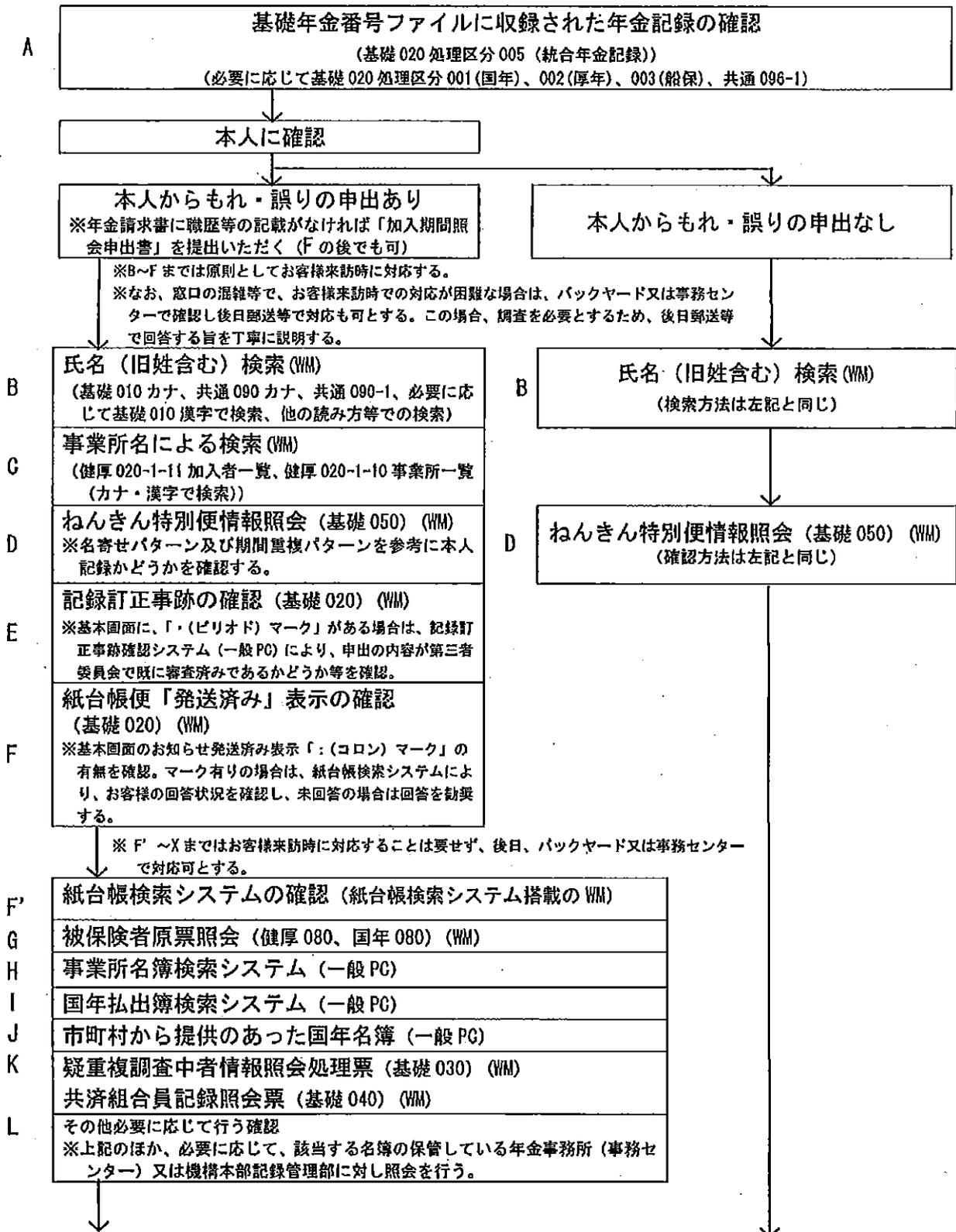
記録問題対策部  
記録管理部  
年金給付部  
年金相談部

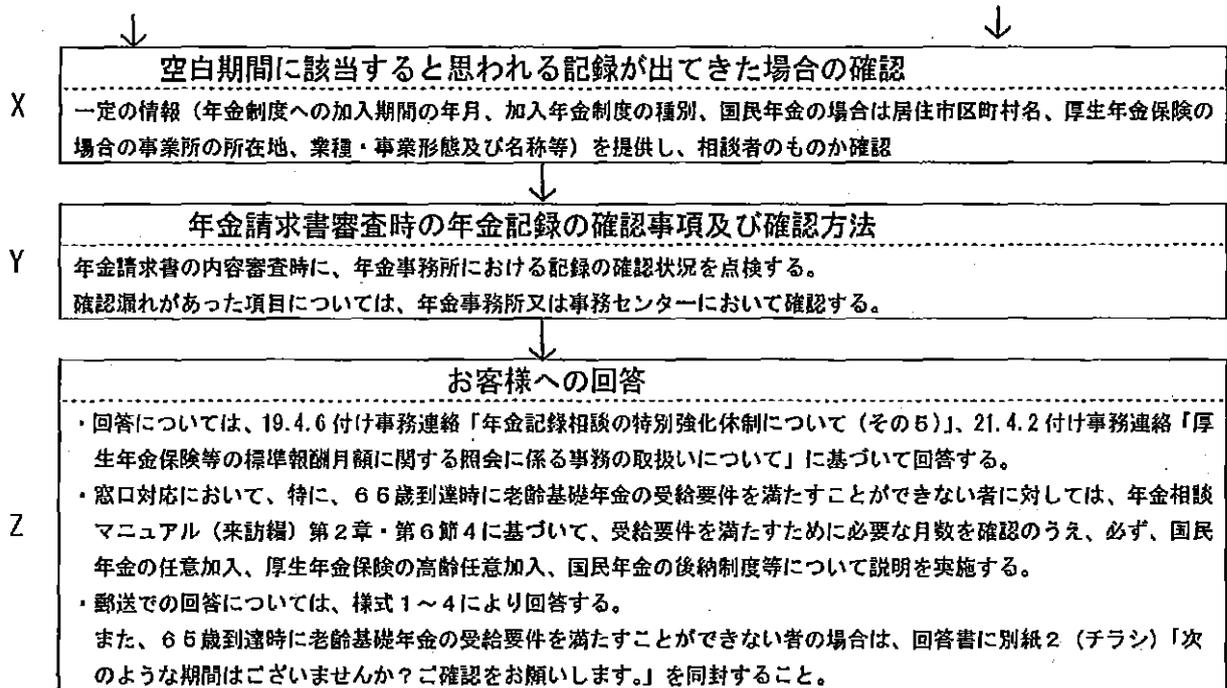
## 年金請求時等における記録の確認手順について

### 1 基本的考え方

- 従来のマニュアルでは、事務所来訪時（年金請求時）には、受給要件の有無の判定に際しては、「相談者に受給要件について説明」する、「相談者からこれまでの年金加入期間に関する履歴等をよく聞き取ったうえで確認」する、また、年金加入期間については、相談者からの口頭による申出内容だけに頼らず、「必ず窓口装置により本人の年金記録を確認」することとされていた。
- しかしながら、記録の確認手順の詳細が定められていなかったことから、今後の統一的な実施を確保することにより記録確認作業の誤りを防止し、お客様に正しい年金をお支払いしていく体制としていくことが必要。
- こうした認識に基づき、御本人から「加入期間のもれ・誤りの申出があるケース」、「加入期間のもれ・誤りの申出がないケース」における氏名検索、記録訂正事跡確認システム、紙台帳検索システムのそれぞれの使用法等について、記録確認の手順を設定する。

2 記録確認手順 (各作業の詳細は別紙)





※ ねんきん特別便情報照会の確認については、別添1「ねんきん特別便情報照会の確認方法」を、紙台帳検索システムの利用に当たっては、別添2「紙台帳検索システムの活用方法等について」を参考としてください。

### 3 実施時期

平成25年1月より実施となります。

## 記録確認の各手順

## ●年金請求時等における年金記録の確認事項及び確認方法

(◎表示⇒確認必須、○表示⇒必要に応じて確認)

A	<p>基礎年金番号ファイルに収録された年金記録の確認</p> <p>◎基礎年番 020 処理区分 005(統合年金記録)</p> <p>○基礎年番 020 処理区分 001(国年)</p> <p style="padding-left: 2em;">処理区分 002(厚年)</p> <p style="padding-left: 2em;">処理区分 003(船保)</p> <p>共通 096-1</p>
<p>※ B～Fまでは原則としてお客様来訪時に対応する。</p> <p>※ なお、窓口の混雑等で、お客様来訪時での対応が困難な場合は、バックヤード又は事務センターで確認し、後日郵送等に対応も可とする。この場合、調査を必要とするため、後日郵送等で回答する旨を丁寧に説明する。</p>	
B	<p>氏名(旧姓含む)検索(WM)</p> <p>◎基礎年番 010(カナ)</p> <p>共通 090(カナ)</p> <p>共通 090-1(漢字)</p> <p>(注)共通 090-1による確認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">〈厚生年金保険被保険者の場合〉</p> <p style="padding-left: 2em;">生年月日:昭和17年9月30日以前生まれ者まで</p> <p style="padding-left: 2em;">被保険者期間:昭和32年9月30日以前まで</p> <p style="padding-left: 2em;">〈船員保険被保険者の場合〉</p> <p style="padding-left: 2em;">生年月日:昭和30年5月31日以前生まれ者まで</p> <p style="padding-left: 2em;">被保険者期間:昭和45年5月31日以前まで</p> <p>※氏名については他の読み方、よく間違われる読み方を本人に確認のうえ検索、生年月日は必要に応じて幅を持って調査</p> <p style="padding-left: 2em;">(例)『浜崎』=「はまさき、はまざき」、『幸子』=「ゆきこ、さちこ、こうこ」、女性の場合『みよ』=「みよこ、みよ子」等“子”をつける。</p> <p>○基礎年番 010(漢字)</p> <p>・操作方法は、年金相談マニュアル(機器操作編)を参照</p>
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名索引照会により判明した基礎年金番号に国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入記録があり、その具体的な勤務先名称の確認を要する場合は、機構本部記録管理部記録業務第2G(共済記録審査担当:Tel. ████████)に照会を行う。</li> <li>・ なお、老齢給付の300月の受給要件の確認など特に必要のある場合で、申出期間と共済記録が一致しない場合や未収録の場合には、【記管指2011-7】共済組合の連絡先の変更等(指示・依頼)の別添1及び別添2に従って共済組合等へ確認するよう相談者を案内する。</li> <li>・ 平成25年夏を目途に「重複付番解消システム」が稼働すれば、「基礎年番010」の氏名検索は不要となる見通し。</li> </ul>	

C	<p>事業所名による検索(WM)</p> <p>○具体的な職歴申立が行われた場合等に確認</p> <p>健厚 020-1-11 加入者一覧</p> <p>健厚 020-1-10 事業所一覧(カナ・漢字)</p> <p>・操作方法は、年金相談マニュアル(機器操作編)を参照</p>
D	<p>ねんきん特別便情報照会(WM)</p> <p>◎基礎年番 050</p> <p>・名寄せパターン及び期間重複パターンを参考に本人記録かどうかを確認する。</p> <p>・あわせて、ねんきん特別便の回答が未回答や調査中になっていないか等を確認する。</p> <p>・操作方法は、年金相談マニュアル(機器操作編)又はねんきん特別便関係業務取扱要領を参照</p>
E	<p>記録訂正事跡の確認(WM)</p> <p>◎基礎年番 020</p> <p>・基本画面に、『(ピリオド)』マーク(登録表示)があるか否かを確認する。</p> <p>E 記録訂正事跡確認システムの確認(一般PC)</p> <p>◎基本画面に、『(ピリオド)』マークがある場合に確認</p> <p>・申出の内容について、「第三者委員会で既に審査済みであるか」、「一定の条件に該当したことにより年金事務所段階で訂正した場合か」、「厚生年金基金記録とオンライン記録の突合せを行った結果、オンライン記録を訂正した場合か」等であるかどうかを確認する。</p> <p>・操作方法は、【厚年情 2012-77】を参照</p>
F	<p>紙台帳便「発送済み」表示の確認(WM)</p> <p>◎基礎年番 020</p> <p>・基本画面に「お知らせ発送済表示」:(コロンの)マークがあるか否かを確認する。</p> <p>(注)突合せ作業は、平成25年度中に完了する見込みであり、完了すれば『:(コロンの)』マークがない場合のチェックは不要となる。</p> <p>F 紙台帳検索システムの確認(紙台帳検索システム搭載のWM)</p> <p>◎WMの基本画面に『:(コロンの)』マークがある場合に確認</p> <p>紙台帳検索システムにより「お知らせ通知」の内容及び回答状況を確認する。</p> <p>未回答の場合は、窓口で「お知らせ通知」の内容を確認するとともに回答を勧奨する。</p> <p>・操作方法は、別添2「紙台帳検索システムの活用方法等について」及び【記対指 2012-46】を参照</p>
<p>※F'～Xまではお客様来訪時に対応することは要せず、後日、バックヤード又は事務センターで対応可とする。</p>	

F	<p>紙台帳との突合せの進捗状況の確認(紙台帳検索システム搭載のWM)</p> <p>◎WMの基本画面に『:(コロ)』マークがない場合に確認</p> <p>突合せ作業が開始されているが、未だ突合せ結果が出ていない場合には、突合せ実施拠点に連絡をとり、最終的な結果の回答を求める。</p> <p>(注)突合せ作業は、平成25年度中に完了する見込みであり、完了すれば『:(コロ)』マークがない場合のチェックは不要となる。</p> <p>・操作方法は、別添2「紙台帳検索システムの活用方法等について」及び【記対指2012-46】を参照</p> <p>○記録申出部分の紙台帳の確認</p> <p>突合せ作業が未実施の場合など、必要に応じて、バックヤード又は事務センターにおいて、紙台帳検索システムにより記録申出部分の紙台帳の確認を行う。</p> <p>・操作方法は、別添2「紙台帳検索システムの活用方法等について」及び【記対指2012-46】を参照</p>
G	<p>○被保険者原票照会(WM)</p> <p>健厚 080 船保 080 国年 080</p> <p>・漢字被保険者氏名が収録されていない場合など、本人記録であるかどうか確認を要するときに確認する。</p> <p>・操作方法は、平成16年7月20日付け社業発第58号通知、業務取扱要領を参照</p>
H	<p>○事業所名簿検索システム(一般PC)</p> <p>※申出のあった事業所が厚生年金保険適用事業所であるか確認する。 (020-110、020-111での検索不明の事業所に対して有効。)</p>
I	<p>○国年払出簿検索システム(一般PC)</p> <p>※国民年金被保険者氏名や住所が収録されていない場合には、国年払出簿を確認する。</p>
J	<p>○市町村から提供のあった国年名簿(一般PC)</p> <p>※紙台帳検索システムで、該当する記録が記載してある名簿が検索できなかった場合には、この市町村名簿を確認する。</p> <p>(注)HDDの収録内容は都道府県単位</p>
K	<p>○疑重複調査中者情報照会処理票(基礎030)、共済組合員記録照会票(基礎040)</p> <p>※老齢給付の300月の受給要件の確認など特に必要のある場合で、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入記録のうち、老齢基礎年金の計算の基礎となる加入期間について申出がある場合、未統合の共済組合員情報を確認する。申出期間と共済記録の期間が一致する場合は、【記管指2011-7】共済組合の連絡先の変更等(指示・依頼)の別紙「共済組合等加入記録申出書(再調査)」の様式の「再調査」を「後納」に変更して機構本部記録管理部記録業務第2G(メールアドレス:共済記録整備担当 特殊 [redacted])に共済記録整備依頼(統合依頼)を行う。</p>

L ○その他

- ①厚年(船保含む)・国年記録(特殊台帳等)については、該当の名簿を保管している年金事務所(事務センター)に対し照会を行う。
- ②統合四共済組合員記録、共済移管記録及び船員保険記録(船戦時加算及び昭和45年5月31日以前)については、機構本部記録管理部記録業務第1G(メールアドレス:記録整備依頼受付担当 特殊 [REDACTED])に対し照会を行う。
- ③国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入記録について、特に必要がある場合で申出期間と共済記録が一致しない場合や未収録の場合には、【記管指2011-7】共済組合の連絡先の変更等(指示・依頼)の別添1及び別添2に従って共済組合等へ確認するよう相談者を案内する。

※年金記録の確認が確実にされるよう、チェックシート(〔別紙1〕参照)により実施状況を確認することとし、チェックシートは決裁の原議に添付することとする(機構本部進達時の添付は不要)。

●空白期間に該当すると思われる記録が出てきた場合の取扱い

X 検索の結果、空白期間の記録が出てきた場合は、次により取り扱う。

○記録が相談者のものである可能性が高い場合(※)、次の情報を提供する。

※ねんきん特別便情報照会画面(基礎 050)において、名寄せパターンが1A、2A、3A、7A、8A及び9Aのいずれかであり、期間重複パターンが1の場合など、相談者の年金記録上の加入期間に結び付く可能性のある記録が当てはまり(重複する期間は12月以下)、かつ、その記録についてWM上の突き合わせで、相談者の外に、同姓同名・同生年月日の者がいない場合。

なお、WM上の突き合わせで、同姓同名・同生年月日の者がいない場合でも、婚姻時期や氏名変更の時期等を確認し、相談者自身の記録との整合性がないと思われる記録は情報提供の対象から外すなど、対応に留意すること。

(提供方法)

以下の内容を提供しながら確認を行う。

- 1 厚生年金保険の場合
  - ・加入期間
  - ・勤務先事業所名(固有名を含む)
  - ・勤務先所在地
  - ・勤務先の業種
- 2 国民年金の場合
  - ・加入期間
  - ・加入当時の所在地(市区町村名等)

○上記以外(記録が相談者のものである可能性が高い場合以外)の場合、次の情報を提供する。

(提供方法)

1 以下の内容を提供しながら確認を行う。

(1) 厚生年金保険の場合

- ・加入期間
- ・勤務先事業所名(固有名を含まない<sup>(注1)</sup>)

(注1)「固有名を含まない」とは、例えば、佐藤商店や佐藤製作所等業種が明確でない場合に「『商店』や『製作所』といった名前の付いた会社にお勤めでなかったですか、又はご記憶はありませんか」といったように情報を提供し、お客様に固有名を思い出していただくことである。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先所在地(都道府県名)</li> <li>・勤務先の業種</li> <li>(2) 国民年金の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入期間</li> <li>・加入当時の所在地(都道府県名)</li> </ul> </li> </ul> <p>2 上記1の情報提供その他のやりとりを通じて、相談者の記録であるとの一定の蓋然性が認められた場合(注2)には、厚生年金保険の場合は事業所の固有名、国民年金の場合は加入当時の市区町村名等を伝え、最終的に確認することは差し支えない。</p> <p>(注2)「一定の蓋然性が認められた場合」とは、ご本人から申出のあった職歴等の内容が、こちらの保有する記録の内容と一致した場合のことである。</p>
--	--

●年金請求書が提出された場合の書類審査時における年金記録の確認事項及び確認方法

Y	<p>年金請求書が提出された場合、内容審査時に記録の確認状況を点検する。</p> <p>チェックシート(〔別紙1〕参照)により実施状況を確認することとし、チェックシートは決裁の原義に添付することとする(機構本部進達時の添付は不要)</p> <p>確認漏れがあった項目については、原則、バックヤード又は事務センターにおいて確認する。</p>
---	---

●お客様への回答

Z	<p>○回答については、平成19年4月6日付け事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について(その5)」及び平成21年4月2日付け事務連絡「厚生年金保険等の標準報酬月額に関する照会に係る事務の取扱いについて」に基づいて回答すること。</p> <p>○〔窓口対応〕</p> <p>特に、65歳到達時に老齢基礎年金の受給要件を満たすことができない者に対しては、年金相談マニュアル(来訪編)第2章・第6節4に基づいて受給要件を満たすために必要な月数を確認のうえ、来訪で来られた場合は、以下の方法があることを必ず説明をすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①65歳以降も厚生年金保険の適用事業所で働くことと厚生年金保険に加入できること。</li> <li>②65歳以降70歳までの間、国民年金に任意加入できること。</li> <li>③70歳到達時に受給要件を満たしていない者で、厚生年金保険の適用事業所で働いている場合は、受給要件を満たすまで70歳以降も引き続き厚生年金保険に加入(厚生年金保険の高齢任意加入)ができること。</li> <li>④平成24年10月以降に、過去10年以内に未納となっている国民年金の保険料を納付することができること。(後納制度)</li> </ol> <p>○〔郵送対応〕</p> <p>回答については、様式1「被保険者記録照会回答票」、様式2「国民年金保険料納付記録の照会について」、様式3「厚生年金保険の期間照会について」、様式4「標準報酬月額の確認について」により回答を行うこと。</p> <p>また、65歳到達時に老齢基礎年金の受給要件を満たすことができない者の場合は、回答書に別紙2(チラシ)「次のような期間はございませんか?ご確認をお願いします。」を同封すること。</p>
---	---

## 確認項目チェックシート

基礎年金番号		対象者氏名			
記録確認手順 (※必須項目以外についても、給付面での確認のために必要な項目もあることから、適宜実施すること。)		必須項目	ハードコピー 添付	チェック欄	
				事務所	事務センター
A 基礎年金番号ファイルに収録された年金記録の確認					
①	基礎年番 020 処理区分 005 (統合年金記録)	◎	有・無		
②	基礎年番 020 処理区分 001 (国年)		有・無		
③	基礎年番 020 処理区分 002 (厚年)		有・無		
④	基礎年番 020 処理区分 003 (船保)		有・無		
⑤	共通 096-1		有・無		
【本人から加入期間のもれ・誤りの申出なしの場合】					
B 氏名(旧姓含む)検索					
①	基礎年番 010 (カナ)、必要に応じて(漢字)	◎	有・無		
②	共通 090 (カナ)	◎	有・無		
③	共通 090-1 (漢字) 厚年⇒S17.9.30生まで 船保⇒S30.5.31生まで	◎	有・無		
D おんきん特別便情報照会					
①	基礎年番 050	◎	有・無		
【本人から加入期間のもれ・誤りの申出ありの場合】					
B 氏名(旧姓含む)検索					
①	基礎年番 010 (カナ)、必要に応じて(漢字)	◎	有・無		
②	共通 090 (カナ)	◎	有・無		
③	共通 090-1 (漢字) 厚年⇒S17.9.30生まで 船保⇒S30.5.31生まで	◎	有・無		
C 事業所名による検索					
①	健厚 020-1-11 加入者一覧		有・無		
②	健厚 020-1-10 事業所一覧(カナ・漢字)		有・無		
D おんきん特別便情報照会					
	基礎年番 050	◎	有・無		
E 記録訂正事跡の確認					
	基礎年番 020 『・(ピリオド)』マークの有無	◎	有・無		
F 紙台帳「お知らせ発送済み」表示の確認					
	基礎年番 020 『:(コロン)』マークの有無	◎	有・無		
E 記録訂正事跡確認システムの確認					
	記録訂正事跡確認システム		有・無		
F 紙台帳検索システムの確認					
	紙台帳検索システム	◎	有・無		
G 被保険者原票照会					
	健厚 080、国年 080		有・無		
H 事業所名検索システム					
	事業所名簿検索システム		有・無		
J 国年払出簿検索システム					
	国年払出簿検索システム		有・無		
J 市町村から提供のあった国年名簿					
	国年名簿		有・無		
K 疑重複調査申請者情報照会処理票等					
①	疑重複調査申請者情報照会処理票(基礎年番 030)		有・無		
②	共済組合員記録照会票(基礎年番 040)		有・無		
○検索した氏名等					
( )年金事務所		所属( )	担当者名		
		所属( )	担当者名		
( )事務センター		所属( )	担当者名		

## 次のような期間はございませんか？ご確認をお願いします。

次の①～④の期間は、ご自身の年金加入期間と合わせて、年金の受け取りに必要な期間（原則25年）として計算できます。

該当する期間があると思われる場合には、ぜひお近くの年金事務所または街角の年金相談センター等でご相談ください。

### ① 第3号被保険者期間(昭和61年4月以降)

サラリーマン等の被用者年金制度の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金の保険料を納めていなくても、届出により第3号被保険者となります。過去に届出をされていない方は、今から届出をして承認を受けると、届出日以降、年金を受けるために必要な資格期間として計算されるほか、年金受取額にも反映されます。

### ② 未加入期間のうち合算対象となる期間(カラ期間)

国民年金制度への加入が任意であった時期に加入していなかった期間については、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間として計算されます(年金受取額には反映されません)。

・昭和61年3月以前のサラリーマン等の配偶者の期間

・平成3年3月以前の学生の期間

・海外にお住まいだった期間 など

(注) 国民年金に任意加入していた期間のうち、その保険料が未納であった期間(20歳以上60歳未満の期間に限ります。)は、法律改正により、政令で定められた日以降に、合算対象となる期間として取り扱われる予定です。

### ③ 今後の加入期間

日本に住む20歳以上60歳未満の間は公的年金制度に加入することが義務づけられています。60歳までに25年の受給資格期間を満たせずに年金を受け取れない方は、60歳以上65歳未満の間、国民年金に任意加入することができます。65歳になった時に25年に満たないときには、65歳以降70歳までの間、25年に達するまで保険料を納付することができます。

また、70歳になったとき25年に満たないときには、事業所に勤務して、申出によって厚生年金保険の高齢任意加入者となることができます。

### ④ 保険料後納期間

国民年金保険料の納め忘れがある場合、これまで、過去2年分に限りさかのぼって納められましたが、平成24年10月1日から3年の間に限り、過去10年分までさかのぼって納められるようになります。

※ 過去2年を超えて3年以上さかのぼって保険料を納める際には、加算金がかかります。

### ⑤ 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます。

※ 税制抜本改革(消費税の引き上げ等)の施行時期にあわせて、平成27年10月に施行される予定となっています。

○月～金曜日：午前8：30～午後5：15

※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで相談時間を延長しています。

○第2土曜日：午前9：30～午後4：00

## ねんきん特別便情報照会の確認方法

【本人から「記録漏れの申出あり」の場合】

○ねんきん特別便の処理状況の確認

送付された特別便が名寄せ特別便であるか否かを確認するとともに、特別便が「未送達」となっていないか、特別便の回答が「未確認」又は「調査中」等になっていないかを確認する。

1. 名寄せ特別便の場合

(1) 特別便が「未送達」又は特別便の回答が「未確認」の場合

① 名寄せされた記録がご本人の記録かどうか確認する。

(注) 確認方法は、「空白期間の記録が判明した場合の取扱い」を参照

② 名寄せされた記録がご本人の記録であることが確認できた場合

ア 記録漏れの申出があった記録が名寄せされた記録であった場合

a 記録の統合等をバックヤードに依頼し即時に記録統合が可能な場合には、記録統合後の「被保険者記録照会回答票」をご本人に渡す。

b 即時に記録統合を行うことが困難な場合は、後日回答（バックヤード又は事務センターで回答）とする。

イ 記録漏れの申出があった記録が名寄せされた記録ではない場合

a 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できた場合は、上記アの処理に同じ。

b 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できなかった場合は、名寄せされた記録について上記アの処理を行い、申出のあった記録については後日回答とする。

ウ 上記ア及びイのいずれの場合もバックヤード等に特別便の事績登録を依頼する。

③ 名寄せされた記録がご本人の記録でなかった場合

ア 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できた場合は、上記②のア及びウの処理に同じ。

イ 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できなかった場合は、後日回答するとともに、「加入期間照会申出書」等に特別便が「未確認」である旨等の記述をし、バックヤード等に対して記録調査結果の回答時に特別便の事跡登録を併せて行うよう依頼する。

(2) 特別便の回答が調査中の場合

① 記録漏れの申出があった記録が名寄せされた記録であった場合

現在調査中である旨をご本人に伝え後日回答するとともに、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果を回答する。

② 記録漏れの申出があった記録が名寄せされた記録ではない場合

ア 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できた場合は、申出のあった記録については上記(1)の②のアの処理と同じとし、特別便の回答については現在調査中である旨をご本人に伝える。

イ 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できなかった場合は、後日回答とするとともに、特別便の回答については現在調査中である旨をご本人に伝え、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果をまとめて回答する。

※ 既に記録調査を終了・回答済みであり、事跡登録が漏れている場合もあることに留意する。

また、年金特別便情報照会を確認する際には、画面に表示されている番号はあくまで名寄せ等による参考記録であることを踏まえ、本人の記録であると安易に判断することのないよう留意すること。

## 2. 名寄せ特別便以外の場合

### (1) 特別便が「未送達」又は特別便の回答が「未確認」の場合

ア 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できた場合は、上記1の(1)の②のア及びウの処理に同じ。

イ 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できなかった場合は、後日回答とするとともに、「加入期間照会申出書」等に特別便が「未確認」である旨等の記述をし、バックヤード等に対して記録調査結果の回答時に特別便の事跡登録を併せて行うよう依頼する。

### (2) 特別便の回答が「調査中」である場合

以前に受けている調査依頼の内容をご本人に確認をして、

① 今回の申出の内容と同じ場合は、現在調査中である旨をご本人に伝え後日回答とするとともに、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果を回答する。

② 今回の申出の内容と違う場合は、

ア 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できた場合は、申出のあった記録については上記1の(1)の②のアの処理と同じとし、特別便の回答については現在調査中である旨をご本人に伝える。

イ 記録漏れの申出があった記録が窓口で確認できなかった場合は、後日回答とするとともに、特別便の回答については現在調査中である旨をご本人に伝え、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果をまとめて回答する。

※ 既に記録調査を終了・回答済みであり、事跡登録が漏れている場合もあることに留意する。

【本人から「記録漏れの申出なし」の場合】

○ねんきん特別便の処理状況の確認

送付された特別便が名寄せ特別便であるか否かを確認するとともに、特別便が「未送達」となっていないか、特別便の回答が「未確認」又は「調査中」等になっていないかを確認する。

1. 名寄せ特別便の場合

(1) 特別便が「未送達」又は特別便の回答が「未確認」の場合

名寄せされた記録がご本人の記録かどうか確認し、確認ができた場合は、「加入期間照会申出書」を提出していただき、以下の処理を行う。

(注) 確認方法は、「空白期間の記録が判明した場合の取扱い」を参照

- ① 記録の統合等をバックヤードに依頼し即時に記録統合が可能な場合には、記録統合後の「被保険者記録照会回答票」をご本人に渡す。
- ② 即時に記録統合を行うことが困難な場合は、後日回答とする。
- ③ 上記①及び②のいずれの場合もバックヤード等に特別便の事績登録を依頼する。

(2) 特別便の回答が調査中の場合

現在、特別便の回答が調査中である旨をご本人に伝え後日回答するとともに、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果を回答する。

※ 既に記録調査を終了・回答済みであり、事績登録が漏れている場合もあることに留意

2. 名寄せ特別便以外の場合

(1) 特別便が「未送達」又は特別便の回答が「未確認」の場合

特別便が「未確認」等であるため、訂正がない旨の登録をさせていただくことをご本人に了解をとった上で、バックヤード等に特別便の事績登録を依頼する。

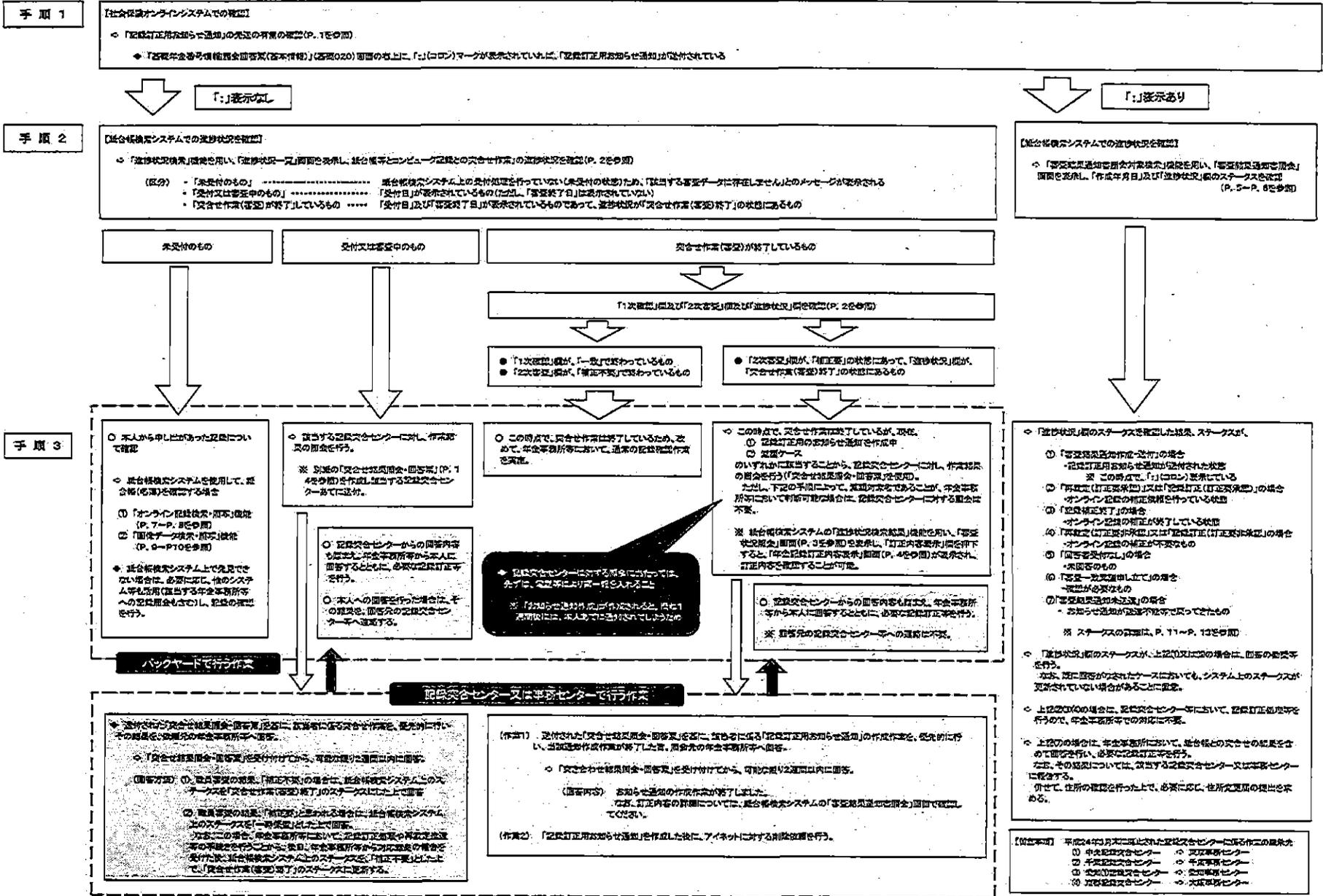
(2) 特別便の回答が「調査中」である場合

現在特別便の回答が調査中である旨をご本人に伝え、後日回答するとともに、特別便の調査担当部署に連絡をし、調整の上、原則としてバックヤード等から結果を回答する。

※ 既に記録調査を終了・回答済みであり、事績登録が漏れている場合もあることに留意

# 紙台帳検索システムの活用方法等について

別添2



## 紙台帳検索システムの活用方法等について（補足資料）

- 社会保険オンラインシステム上の「:」（コロン）の表示位置 ..... P. 1
  
- 紙台帳検索システムの活用
  - 1. 「進捗状況検索」機能 ..... P. 2
  - 2. 「進捗状況検索結果」表示機能 ..... P. 3
  - 3. 「お知らせ通知検索」機能 ..... P. 5
  - 4. 「お知らせ通知検索結果」表示機能 ..... P. 6
  - 5. 「オンライン記録検索」機能 ..... P. 7
  - 6. 「オンライン記録検索結果」表示機能 ..... P. 8
  - 7. 「画像データ検索」機能 ..... P. 9
  - 8. 「画像データ検索結果」表示機能 ..... P. 10
  - 9. 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業における進捗ステータスの遷移 ..... P. 11
  
- 突合せ結果照会・回答票 ..... P. 14

基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）

001/005

11 処理区分

12 給付情報項番

基礎年金番号 [REDACTED]

[ 資格 配偶 給付 氏変 住変 手交 勸奨 ]

02 03 04 00 00 05 00

氏名

性別 女 生年月日 昭-[REDACTED]

□

住所 〒 [REDACTED]  
[REDACTED]

「印字が正常におこなわれ通知が送付された場合、この位置に「1」(ゼロ)が表示される

付番年月日

平- 9. 1. 1

付番契機 切替

交付事務所

文京

社会保険事務所

加入年金制度

国民年金

厚生年金

現存制度

資格取得年月日 -

給付情報

1 [REDACTED]

他制度照会回答者

照会票送付済

回答手番無

【社会保険オンラインシステム】



## 2.進捗状況検索結果

**進捗状況**

記録訂正申請書受付

第1次審査中

第1次審査確認中

第1次審査終了承認待ち

第2次審査中

審査終了承認待ち

突合せ作業(審査)終了

審査結果通知作成・送付

記録修正終了

**審査状況照会**

氏名: 鈴木 太郎

生年月日: 3-02-02.10

性別: 1

資格記録

氏名	性別	年齢	種別	種別	種別	種別	種別
5-48.05.09	016	1	1	1	1	0	
5-50.05.10	018	1	3	1	1	0	
5-50.05.11			4	1	1	0	
5-01.01.25	025	1	1	1	1	0	
5-55.05.10	030	1	3	1	1	0	
5-59.05.11				1	1	0	
5-60.01.04		1	1	1	1	0	
5-60.02.04	015	1	3	1	1	0	

審査結果

氏名	性別	年齢	種別	種別	種別	種別	種別
H123451234512345	1234-9999-123459	1111111111	3-02-02.10	4	索引		
H123456789012345	1234-7799-246801	1234567890	3-02-02.10	1	索引		
K1123451234567890	12345	3333333333	3-02-02.10	3	索引		

審査の進捗状況

進捗状況のステータス遷移等については、P11~P13参照

記録訂正内容を確認する場合、訂正内容表示ボタン

補正票の内容確認手順については別紙参照

## 進捗状況一覧における補正要の内容確認手順(参考)

### 審査状況照会

審査状況照会

基本情報

新卒番号: 1234567890 受給番号: 1234567890 年金コード: 0120  
 年齢: 70 性別: 2  
 年金: 大卒 1 1 1  
 受付日: 3-02-02-10 性別: 男性 手続状況: 済

受付・異動記録

受付日	異動理由	異動種別	異動内容	異動理由	異動種別	異動内容
5-45.05.09	016	1	1	1	0	
5-50.05.10	018	1	3	1	0	
5-52.05.11			4	1	0	
5-52.07.25	025	1	1	1	0	
5-55.05.10	020	1	3	1	0	

●記録訂正の内容を確認する場合、訂正内容表示ボタンを押下。

異動理由

異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由	異動理由
H123451234512345	1234-7914-123459	1111111111	3-02-02-10	4	異動				
H123456789012345	1234-7914-246801	1234567890	3-02-02-10	1	異動				
K1123451234567890	12345	3333333333	3-02-02-10	8	異動				

訂正理由

訂正理由: 補正要

訂正内容表示

H2 1. 1. 1 第三者委員会の決定による記録訂正あり。

戻る

### 年金記録訂正内容表示

年金記録訂正内容表示

検索	区分	制度	自年月	至年月	納額	状況	自年月	至年月	納額	状況
1	追加	厚年	5-45.04	5-45.05	120					
2	訂正	厚年	5-45.06	5-45.12	120		5-45.06	5-45.12	150	
3	追加	国年	5-48.04	5-48.04		納付				
4	訂正	国年	5-48.06	5-48.09		免除	5-48.06	5-48.09		納付
5	取消	厚年	5-52.05	5-52.12						
6	追加	国年	5-49.05	5-49.05		付加				
7	追加	国年	5-49.06	5-49.06		差額				
8	追加	国年	5-49.07	5-49.07		加入				
9	追加	国年	5-49.08	5-49.08		3号				
10	追加	国年	5-49.09	5-49.09		学特				

閉じる

●突合せ結果により記録訂正が発生した内容を表示

### 3.お知らせ通知検索

年金情報総合管理・照合システム - 年金情報お知らせ照合対象検索 - Microsoft Internet Explorer

審査結果通知書照合対象検索

審査結果通知書サブメニュー >

基礎年金番号  未選択

検索 クリア 戻る

基礎年金番号又は年金手帳記号番号単位の検索になります

収録されている社会保険オンラインシステムのデータからお知らせ通知の結果を検索します。

検索ボタン

表示ボタン

審査結果通知書照合対象一覧

検索結果: 1/1000

検索結果	検索結果	検索結果	検索結果	検索結果	検索結果
1	補正不要	補正不要	7-24.05.18	8103057564	1150
2	補正不要	補正不要	7-24.05.25	8103057565	1150
3	補正不要(欠伸付)	年金記録訂正	7-24.05.18	8103057566	1150
4	補正不要(欠伸付)	年金記録訂正	7-24.05.25	8103057567	1150
5	補正要	年金再裁定	7-24.05.18	8103057568	1150
6	補正要	年金再裁定	7-24.05.25	8103057569	1150
7	補正要	年金再裁定	7-24.06.01	8103057564	1150
8	補正要	年金再裁定	7-24.06.08	8103057569	1150

お知らせ文書種類

補正不要
補正不要
年金記録訂正
年金記録訂正
年金再裁定
年金再裁定
年金再裁定
年金再裁定

## 4.お知らせ通知検索結果

21 年金情報総合管理・照会システム - 審査結果通知照会 - Microsoft Internet Explorer

審査結果通知照会

審査結果通知照会サブメニュー > 審査結果通知照会対象検索 > 審査結果通知照会対象一覧 >

画面ID:  
ユーザID:  
平成22年04月01日

お知らせ通知作成場所: 東京電子センター

● お知らせ情報

作成年月日	7-23.02.18	審査種別	東京記録実合センターグループ
審査結果	補正要	お知らせ文書種別	年金再決定
進捗状況		審査結果通知作成 - 送付	

● 通知書情報

通知書番号	100-0001
住所	東京都千代田一丁目1-1
電話番号	4105-057569-1150
年金手帳記号番号(国年)	
年金手帳記号番号(国年)	
年金手帳記号番号(国年)	
年金 太郎	
生年月日	5-25.01.01
性別	男

「審査結果通知作成・送付」以降のステータスは  
進捗状況画面より更新時、反映  
※進捗状況の種類は別紙の紙台帳検索一覧参照

審査受付を処理した場所

● 訂正内容一覧

国年	種別	訂正	訂正前	訂正後	国年	種別	訂正	訂正前	訂正後
1	追加	国年			5-48.01	5-48.03	098		
2	取消	国年	5-50.06	5-50.12	110				
3	訂正	国年	5-51.03	5-51.06	未納	5-51.03	5-51.06		免除
4	訂正	国年	5-55.04	5-55.08	未納	5-55.04	5-55.08		納付
5	追加	国年			5-57.01	5-57.03	050		

● 年金額試算結果

変更前年金額試算結果	500,000円	変更後年金額試算結果	520,000円
------------	----------	------------	----------

戻る

## 5.オンライン記録検索

オンライン記録検索条件入力

基礎年金番号又は年金手帳記号番号単位の検索になります

検索 クリア 戻る

検索ボタン

収録されている社会保険オンラインシステムのデータから索引データとそれに対応する画像を検索します。

オンライン記録検索結果一覧

表示ボタン

検索順	基礎年金番号	年金手帳	給付手帳	国民手帳	生年月日	支給者番号	年金コード	表示
1	1234567890	1234123456	0000000000	0000000000	3-02-02-10	1234567890	0130	表示
2	1234567890	0000000000	1234123456	0000000000	3-02-02-10	1234567890	0140	表示
3	1234567890	0000000000	1234123456	0000000000	3-02-02-10	1234567892	0440	表示
4	1234567890	1234123456	1234123456	1234123456	3-02-02-10	1234567890	1150	表示

戻る

## 6.オンライン記録検索結果

年金情報総合管理・総合システム-オンライン記録表示 - Microsoft Internet Explorer

**オンライン記録表示**      社会保険オンラインシステムの  
オンライン記録検索条件入力 > オンライン      **基本情報 (H21.9未現在)**

● 基本情報

被保険者番号	1800100004	受給者番号	9190000028	年金コード	0130
氏名	おの 知				
姓	年金 太郎				
生年月日	5-30.11.13	性別	1	メモ	手番履歴

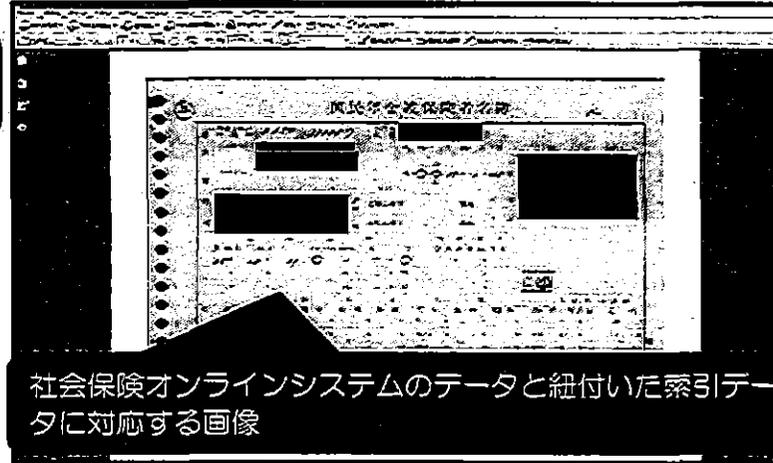
● 給付・資格記録

生年月日	給付額	給付率	給付日数	給付回数	給付率	給付日数	給付回数
5-24.04.17	570	47	47				
5-24.04.18	580	48	48				
5-24.04.19	590	49	49				
5-24.04.20	600	50	50				
5-24.04.21	610	51	51				
5-24.04.22	620	52	52				
5-24.04.23	630	53	53				
5-24.04.24	640	54	54				

● 画像検索

画像番号	受給者番号	手番	生年月日	検索条件	検索結果
H300000000000003	6789-0123-456789	9900000001	5-24.02.01	0	索引
K200000000000006		9900000004	5-24.04.01	0	索引
S200000000000009	5678-9012-345678	9900000001	5-24.04.01	0	索引
S500000000000011		9900000001		0	索引

戻る



年金情報総合管理・総合システム-画像索引項目表示 - Microsoft Internet Explorer

**画像索引項目表示**      画面ID:  
ユーザーID:

画像番号	H123451234512345	事業所コード	1234
都市区行号	1234	事業所番号	1234
被保険者番号	123456	年金手帳記号番号	1234567890
市町村コード		カード番号	
生年月日	3-02.02.10	性別	0
氏名	おの 知		
姓	年金 太郎		

委託業者が、画像を見て入力した索引データ  
 (社会保険オンラインシステムのデータと紐  
 付いた索引データ)

閉じる



## 8.画像データ検索結果

年金情報総合管理・照合システム - 画像データ検索結果一覧 - Microsoft Internet Explorer

画像データ検索結果一覧

画面ID: ユーザID:  
平成22年04月07日

画像データ検索条件入力>

1 頁 / 3 頁 次頁 > 全60件

項目	画像番号	事業所記号番号	市町村コード	索引
1	S123451234512345	1234-1234-123456		索引
2	K3123451234512346		12345	索引
3	H123451234512347	1234-1234-123456		索引
4	S123451234512348	1234-1234-123456		索引
5	K312345123451234		12345	索引
6	H123451234512350	1234-1234-123456		索引
7	S123451234512351	1234-1234-123456		索引
8	K3123451234512352		12345	索引

委託業者が、画像を見て入力した索引データ

年金情報総合管理・照合システム - 画像データ検索結果詳細表示 - Microsoft Internet Explorer

画像データ検索結果詳細表示

画面ID: ユーザID:

画像番号: H123451234512345

事業所記号番号: 1234-1234-123456

市町村コード: 12345

索引: 索引

検索条件: 検索条件

検索結果: 検索結果

年金情報総合管理・照合システム - 画像索引項目表示 - Microsoft Internet Explorer

画像索引項目表示

画面ID: ユーザID:

画像番号	H123451234512345	事業所コード	1234
市町村行号	1234	事業所記号	1234
被保険者番号	123456	年金手帳記号番号	1234567890
市町村コード		付セット印字番号	
生年月日	3-02.02.10	性別	0
カナ氏名	カネ タロウ		
漢字氏名	年金 太郎		

閉じる

# 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業における進捗ステータスの遷移

[平成24年5月17日現在]

1. 受付:紙台帳検索システムで受付処理を行った時点で以下のステータスが付与される。

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	記録確認済受付				5-23.04.01		・受付登録を完了した時点で進捗状況に反映

●申し出あり:記録確認申出書受付  
●裁定請求:記録確認依頼書受付

●受付が完了した日

2. 1次審査中(1回目の審査):1次審査の処理が完了における進捗ステータスの遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	第1次審査中				5-23.04.01		・1次審査(1回目)の突合せ作業を行っている状態

3. 1次審査(1回目の審査)完了:1次審査が完了時における進捗ステータスの遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	第1次審査確認待ち	一致			5-23.04.01		・1次審査(1回目)が終了して1次審査確認(2回目)の突合せ作業を行っている状態
2	申し出なし	第1次審査確認待ち	不一致			5-23.04.01		・1次審査(1回目)が終了して1次審査確認(2回目)の突合せ作業を行っている状態
3	申し出なし	第1次審査確認待ち	記録一部無			5-23.04.01		・1次審査(1回目)が終了して1次審査確認(2回目)の突合せ作業を行っている状態
4	申し出なし	第1次審査確認待ち	記録無			5-23.04.01		・1次審査(1回目)が終了して1次審査確認(2回目)の突合せ作業を行っている状態

4. 1次審査確認(2回目の審査)完了:1次審査が完了時における進捗ステータスの遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	審査終了承認待ち	一致	一致		5-23.04.01		・1次審査(1回目)、1次審査確認(2回目)両方とも記録が一致のため審査終了へ
2	申し出なし	審査終了承認待ち	不一致	一致		5-23.04.01		・1次審査確認(2回目)の記録が一致のため審査終了へ
3	申し出なし	第2次審査確認待ち	一致	不一致		5-23.04.01		・1次審査確認(2回目)の記録が不一致のため2次審査へ
4	申し出なし	第2次審査確認待ち	不一致	不一致		5-23.04.01		・1次審査(1回目)、1次審査確認(2回目)両方とも記録が不一致のため2次審査へ

●不一致と同様扱い(1次審査、1次審査確認の欄に以下の表示があるもの)  
・記録一部無  
・記録全て無

5. 2次審査の完了時における進捗ステータスの遷移(1次審査確認(2回目)で不一致となったため、更なる確認を要するもの)

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	審査終了承認待ち	一致	不一致	補正不要	5-23.04.01		・2次審査で補正不要と判断
2	申し出なし	審査終了承認待ち	一致	不一致	補正不要(条件付き)	5-23.04.01		・2次審査で補正不要(条件付き)と判断
3	申し出なし	審査終了承認待ち	一致	不一致	補正要	5-23.04.01		・2次審査で補正要と判断
4	申し出なし	審査終了承認待ち	不一致	不一致	補正不要	5-23.04.01		・2次審査で補正不要と判断
5	申し出なし	審査終了承認待ち	不一致	不一致	補正不要(条件付き)	5-23.04.01		・2次審査で補正不要(条件付き)と判断
6	申し出なし	審査終了承認待ち	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01		・2次審査で補正要と判断

6. 雇員の審査終了における進捗ステータスの遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	一致	一致		5-23.04.01	5-23.07.15	・1次審査(1回目)および1次審査確認(2回目)で一致のため、審査終了
2	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	不一致	一致		5-23.04.01	5-23.07.15	・1次審査確認(2回目)で一致のため、審査終了
3	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	一致	不一致	補正不要	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正不要のため、審査終了
4	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	一致	不一致	補正不要(条件付き)	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正不要(条件付き)のため、審査終了
5	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正要のため、お知らせ準備発行業務へ
6	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	不一致	不一致	補正不要	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正不要のため、審査終了
7	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	不一致	不一致	補正不要(条件付き)	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正不要(条件付き)のため、審査終了
8	申し出なし	突合せ作業(審査)終了	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・2次審査で補正要のため、お知らせ準備発行業務へ

●審査が終了した時点で表示される。  
●2次審査で「補正要」となっているものは、お知らせ通知発行業務を実施する予定。

7. お知らせ通知発送時のステータス遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	審査結果通知作成・送付			補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・お知らせ通知作成後、お客様へ発送中 ※ この状、オンラインシステム上に「:」(コロン)が表示される

●お知らせ通知発行業務が完了した時点で金曜日の夜間に自動でステータス更新。  
※審査終了日は審査完了の日付が入るため、進捗状況が「審査結果通知作成・送付」に更新されても変更されない。

8. お知らせ通知発送後のステータス遷移(回答状況)

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	審査結果通知未送達	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・発送後、住所不備等で戻ってきている状態のもの
2	申し出なし	審査結果通知未送達	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
3	申し出なし	再査定(訂正要承認)	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金受給者からの回答でオンライン記録の修正が必要なもの
4	申し出なし	再査定(訂正要承認)	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
5	申し出なし	再査定(訂正要非承認)	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金受給者からの回答でオンライン記録の修正が不要なもの
6	申し出なし	再査定(訂正要非承認)	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
7	申し出なし	記録訂正(訂正要承認)	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金加入者からの回答でオンライン記録の修正が必要なもの
8	申し出なし	記録訂正(訂正要承認)	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
9	申し出なし	記録訂正(訂正要非承認)	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金加入者からの回答でオンライン記録の修正が不要なもの
10	申し出なし	記録訂正(訂正要非承認)	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
11	申し出なし	審査一致異議申し立て	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金受給者等からの回答で確認が必要となったもの
12	申し出なし	審査一致異議申し立て	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	
13	申し出なし	回答書受付なし	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・年金受給者等へ発送し、その後、督促も行っているが、最終的に未回答のもの ※ お知らせ通知発送後から、120日以上経過した状態のもの
14	申し出なし	回答書受付なし	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	

●オンライン稼働中に進捗状況内容の変更を実施した時点。

9. 年金事務所等への修正依頼におけるステータスの遷移

パターン	受付事由	進捗状況	1次審査	1次審査確認	2次審査	受付日	審査終了日	コメント
1	申し出なし	記録補正終了	一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	・オンライン記録の修正が終了したもの
2	申し出なし	記録補正終了	不一致	不一致	補正要	5-23.04.01	5-23.07.15	

●「記録補正終了」へのステータス更新については一括更新で対応可能。

# 紙台帳検索システムコード一覧

## 1. 一次審査確認結果コード[総括チェック:厚年]

項番	区分	意味	審査結果
1	1	個別チェック欄が「0」～「5」のみ	一致
2	2	個別チェック欄に1つでも「6」又は「7」がある	不一致
3	3	紙台帳に対応するオンライン記録が一部無	記録一部無
4	4	紙台帳に対応するオンライン記録が全部無	記録無

## 2. 一次審査確認結果コード[総括チェック:国年]

項番	区分	意味	審査結果
1	1	個別チェック欄が「0」～「6」及び「8」のみ	一致
2	2	個別チェック欄に1つでも「7」がある	不一致
3	3	紙台帳に対応するオンライン記録が一部無	記録一部無
4	4	紙台帳に対応するオンライン記録が全部無	記録無

## 5. 個別チェック[厚年・船保]

項番	区分	意味
1	0	審査不要
2	1	完全一致
3	2	みなし一致(完全一致ではないが、一致と判定)
4	3	紙台帳に記録年月日、標報、種別の記載がない
5	4	紙台帳の記載内容が不鮮明のため、判断不能
6	5	オンライン記録に対応する紙台帳が無(昭和61年11月以前の記録の場合)
7	6	不一致(種別のみ)
8	7	不一致
9	8	未使用
10	9	未使用

## 6. 個別チェック[国年]

項番	区分	意味
1	0	審査対象外(平成14年4月以降の記録の場合)
2	1	完全一致
3	2	みなし一致(完全一致ではないが、一致と判定)
4	3	オンライン記録に対応する紙台帳はあるが、紙台帳の記載が漏れている
5	4	紙台帳の記載内容が不鮮明のため、判断不能
6	5	オンライン記録に対応する紙台帳が無(平成14年3月以前の記録の場合)
7	6	突合せを実施せず(一部の国年記録)
8	7	不一致
9	8	紙台帳の納付記号等が国年市町村別検索ツールを活用しても不明
10	9	未使用

## 3. 二次審査判定事由コード

項番	区分	意味
1	1	補正不要
2	2	補正不要(条件付き)
3	3	補正要

## 4. 受付事由

項番	区分	意味
1	1	申し出あり
2	2	裁定請求
3	3	申し出なし

## 7. 進捗状況コード

項番	区分	意味	進捗
1	01	記録確認申出書受付	受付中
2	03	記録確認依頼票受付	
3	05	記録確認書受付	
4	11	第1次審査中	審査中
5	13	第1次審査確認待ち	
6	15	第1次審査確認中	
7	17	第1次審査終了承認待ち	
8	25	再審査待ち(第1次審査)	
9	27	再審査(第1次審査)	
10	31	第2次審査待ち	
11	33	第2次審査中	
12	41	審査終了承認待ち	
13	43	再審査待ち(第2次審査)	
14	45	再審査(第2次審査)	審査終了
15	51	突合せ作業(審査)終了	
16	61	審査結果通知作成・送付	
17	71	審査結果通知未送達	
18	81	再裁定(訂正要承認)	
19	82	再裁定(訂正要非承認)	
20	83	記録訂正(訂正要承認)	
21	84	記録訂正(訂正要非承認)	
22	85	審査一致異議申し立て	
23	86	回答書受付なし	
24	91	記録補正終了	

突合せ結果照会・回答票

依頼記録突合せセンター名	〇〇記録突合せセンター	依頼日	平成24年〇月〇日
依頼元年金事務所	〇〇年金事務所		

照会票

依頼管理番号	24.240522.001
--------	---------------

以下の方から、年金記録に係る照会がありました。つきましては、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業を優先的に実施し、その結果をご連絡ください。

年金事務所	起案日	平成24年〇月〇日	担当者所属	〇〇年金事務所
	担当者所属部署		担当者名	
	依頼者情報			
	基礎年金番号		【住所】	
	年金コード			
	生年月日			
	カナ氏名		【備考】	
	漢字氏名			
記録照会内容				

回答票

貴年金事務所から照会があった上記の方に係る紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ結果については、下記のとおりでありました。

記録突合せセンター	起案日	平成24年〇月〇日	回答日	平成24年〇月〇日	回答者所属	〇〇記録突合せセンター
	回答者所属部署		回答者名		回答者連絡先	
	回答					
	1. 紙台帳(名簿)との突合せの結果、オンライン記録と一致しました。 なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。					
	2. お知らせ通知の作成が終了しました。 なお、お知らせ通知の内容の詳細については、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。					
	3. お客様に対する新たな記録が判明した疑いがありますので、貴年金事務所において調査願います。 なお、判明した疑いのある新たな記録については、備考欄参照願います。					
	4. 紙台帳(名簿)との突合せの結果、減額対象者となっています。 なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。					
	5. 事務センターへ回付します。					
6. その他						
【備考】						

事務センター	起案日	平成24年〇月〇日	回答日	平成24年〇月〇日	回答者所属	〇〇事務センター
	回答者所属部署		回答者名		回答者連絡先	
	回答					
	1. 紙台帳(名簿)との突合せの結果、オンライン記録と一致しました。 なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。					
	2. お知らせ通知の作成が終了しました。 なお、お知らせ通知の内容の詳細については、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。					
	3. お客様に対する新たな記録が判明した疑いがありますので、貴年金事務所において調査願います。 なお、判明した疑いのある新たな記録については、備考欄参照願います。					
	4. 紙台帳(名簿)との突合せの結果、減額対象者となっています。 なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。					
	5. その他					
【備考】						

※ 記録突合せセンター、事務センターからの回答内容が「3」の場合は、年金事務所における回答結果を必ず回答元の記録突合せセンター又は事務センターへ報告すること。

突合せ結果照会・回答票

依頼先記録突合せセンター名	〇〇記録突合せセンター	依頼日	平成24年〇月〇日
依頼元年金事務所	〇〇年金事務所		年月日

照会票

依頼管理番号	9999	24.240522.001
--------	------	---------------

以下の方から、年金記録に係る照会がありました。つきましては、紙台帳等と実施し、その結果をご連絡ください。

事務所コード	〇	年度		通し番号	
--------	---	----	--	------	--

起案日	平成24年〇月〇日	担当者所属	〇〇年金事務所
担当者所属部署		担当者名	
依頼者情報		担当者連絡先	
決定を受けてください、 1111		【住所】	電話番号を記載してください。
年金事	年金コード	1150	【備考】
	生年月日	昭和20年4月1日	
	カナ氏名	ネキン タウ	
起案者	太郎	記録照会内容	
①昭和45年〇〇株式会社の記録 ②昭和46年〇〇株式会社の記録			

回答票

貴年金事務所から照会があった上記の方に係る紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ結果については、下記のとおりでありました。

起案日	平成24年〇月〇日	回答日	平成24年〇月〇日	回答者所属	〇〇記録突合せセンター
回答者所属部署		回答者名		回答者連絡先	
回答					
決定を受けてください。		(名簿)との突合せの結果、オンライン記録と一致しました。		電話番号を記載してください。	
記録突合せセン	なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。				
	2. お知らせ通知の作成が終了しました。				
	3. 該当するものに〇を付してください。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
	3. 該当するものに〇を付してください。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
	4. 該当するものに〇を付してください。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
起案者	回答内容が「3」(記録判明)の場合は、該当する紙台帳(名簿)の画像番号を必ず【備考】欄に記載してください				
【備考】					

起案日	平成24年〇月〇日	回答日	平成24年〇月〇日	回答者所属	〇〇事務センター
回答者所属部署		回答者名		回答者連絡先	
回答					
決定を受けてください。		(名簿)との突合せの結果、オンライン記録と一致しました。		電話番号を記載してください。	
事務センタ	なお、訂正内容の詳細については、紙台帳検索システムの「年金記録訂正内容表示」画面で確認してください。				
	2. お知らせ通知の作成が終了しました。				
	3. 該当するものに〇を付してください。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
	3. 該当するものに〇を付してください。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
	4. 紙台帳(名簿)との突合せの結果、一致しました。は、紙台帳検索システムの「審査結果通知書照会」画面で確認してください。				
起案者	他				
【備考】	回答内容が「3」(記録判明)の場合は、該当する紙台帳(名簿)の画像番号を必ず【備考】欄に記載してください				
①昭和45年〇〇株式会社の記録は、ありませんでした。					

※ 記録突合せセンター、事務センターからの回答内容が「3」の場合は、年金事務所における回答結果を必ず回答元の記録突合せセンター又は事務センターへ報告すること。

記録問題関係

平成 24 年 12 月 7 日  
年相指 2012-96

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

『年金記録の「よくある相談事例」』パンフレットの周知・広報  
(指示・依頼)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

目的・趣旨

『年金記録の「よくある相談事例」』パンフレットを作成しましたので、ブロック本部及び年金事務所等に対し活用方法等をお示しするものです。

ポイント(内容)

《活用方法》

年金事務所において年金相談に活用するとともに、お客様が自由にお持ち帰りいただけるよう、わかりやすい場所に設置してください。

※印刷は、適宜プリンタで行ってください。(A3判両面印刷2つ折り)

《周知広報》

市区町村、都道府県社会保険労務士会及び年金委員等に対して、広報資料としてご活用いただくよう情報提供してください。

《その他》

本パンフレットについては、『よくある「誤解による相談事例」(年金記録編)』パンフレット(平成22年8月12日【年相指2012-65】)を改訂したものです。(本指示依頼の発出により、当該パンフレットは廃止いたします。)

審査担当マツク樹 ■

照会先  
本部年金相談部相談企画G  
担当：田中、小田

連絡先  
(代表)

(直通)

(内線)

## 年金記録の

# 「よくある相談事例」

みんなが知りたい「あんなこと」「こんなこと」



### 国民年金記録

**Q.** 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

**A.** 国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていただくようになったのは昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

**Q.** 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

**A.** 国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度<sup>※1</sup>加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました（任意加入をしていなくても「カラ期間（合算対象期間）」<sup>※2</sup>として年金の受給資格期間に含めることができます）。

※1 厚生年金保険、船員保険、共済組合等民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金制度のことです。  
※2 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

**Q.** 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

**A.** ご主人のお給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者<sup>※3</sup>の方の保険料は配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

※3 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

**Q.** 厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているのではないのでしょうか？

**A.** 厚生年金保険の加入者は、働いているご本人だけです。

厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは国民年金の任意加入被保険者<sup>※4</sup>として、昭和61年4月以降は、国民年金第3号被保険者として加入<sup>※5</sup>していただくことになっています。

※4 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間（合算対象期間）」になります。「カラ期間」は、受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

※5 夫婦の一方が第3号被保険者に該当した時は、配偶者の勤務する会社の事業主経由で年金事務所に届出が必要です。

**Q.** 国民年金は20歳から加入すると聞いています。私は、大学生であった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっているのはなぜでしょうか？

**A.** 学生の国民年金加入が義務づけられたのは「平成3年4月」からです。

大学等の学生の場合は、平成3年3月まで20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したケガや病気では障害年金の対象にならないこともあり、平成3年4月1日から国民年金の加入を義務づけることになりました。

**Q.** 私の年金記録を見ると、会社を退職してから再就職するまでの期間は国民年金が未加入となっています。この期間は妻が会社勤めをして、私は家事をしていました。国民年金は未加入のままでは仕方がないのでしょうか？

**A.** 国民年金第3号被保険者に該当する可能性があります。

昭和61年4月1日以降、配偶者が厚生年金保険等に加入しており、その被扶養配偶者になっていた期間、またはご本人の所得が一定未満の額<sup>※6</sup>であった場合は「国民年金第3号被保険者該当届」（2年以上過去の期間の場合は、「国民年金第3号被保険者の特例届」）を提出すると、その期間は国民年金第3号被保険者期間に該当し、保険料納付済期間となります。

詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

※6 第3号被保険者の認定年収標準額

（単位：円未満）

	一 般	障害者
昭和61年4月～昭和62年4月	90万円	150万円
昭和62年5月～平成1年4月	100万円	150万円
平成1年5月～平成3年12月	110万円	160万円
平成4年1月～平成4年3月	120万円	160万円
平成4年4月～平成5年3月	120万円	170万円
平成5年4月～	130万円	180万円

## 厚生年金記録

**Q.** 働いていれば厚生年金に加入すると聞いています。昭和50年から3年間ほど旅館で働いていましたが、自分の年金記録を確認するといつも「ない」と言われます。記録もれではないでしょうか？

**A.** 旅館等サービス業の厚生年金加入は「昭和61年4月」からです。

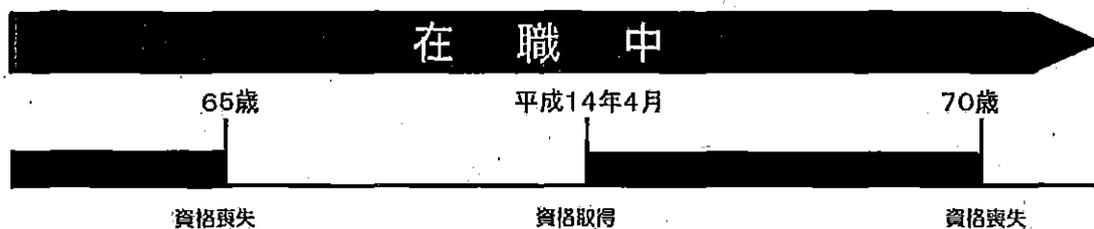
厚生年金保険法では、これまで徐々に適用（加入）業種の拡大を行ってきました。旅館等サービス業が厚生年金の強制加入の対象となったのは、昭和61年4月からです。

**Q.** 65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜでしょうか？

**A.** 厚生年金保険に加入できる年齢には「上限」があります。

昭和61年4月から平成14年3月までは、厚生年金保険に加入できたのは65歳までであったため、65歳以降も引き続き会社にお勤めであっても厚生年金保険の記録はありません（健康保険のみ加入となります）。

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるようになったため、当時65歳以上70歳未満（昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方）で在職中の方は、平成14年4月1日から再加入となっています。



**Q.** ねんきん定期便に記載される標準報酬月額と給与明細を見比べると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていません。なぜでしょうか？

**A.** 標準報酬月額の変更は原則1年に1回（9月）です。

標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額（税引き前）の平均で9月に決定し<sup>※7</sup>、その後は基本給や諸手当などの固定的賃金<sup>※8</sup>の大幅な変動<sup>※9</sup>がなければ変更されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

※7 平成14年までは、5月～7月の給与総額の平均により10月に標準報酬月額を決定していました。

※8 毎月決まって定額で支払われる賃金（基本給、扶養手当、通勤手当等）を指します。

※9 変動月から3ヵ月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額が2等級以上の差がある場合のことです。

**Q.** 平成15年3月以前の賞与の記録がないのはなぜですか？

**A.** 平成15年3月以前の賞与は、年金額計算に含まれないからです。  
年金加入記録では、年金額計算の基礎となる記録をお知らせしています。  
平成15年4月以降は、総報酬制の導入により、賞与も「標準賞与額」として記載  
しています。

**Q.** 私の年金記録では脱退手当金を受けたことになっていますが、退職時  
に一時金を受け取った覚えはありません。この年金記録を確認するに  
はどうすればよいですか？

**A.** 年金事務所に記録の再調査・確認をお申し出ください。  
厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録のある方で、働いていた当時の  
記録の確認結果に疑問がある場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。  
年金事務所を通して第三者委員会<sup>※10</sup>への申し立てができます。

※10 年金記録の訂正の要否を判断するための調査・審議を行う組織であり、総務省に設置されています。

**Q.** 年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

**A.** 現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。  
平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理して  
います。  
年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性  
がありますので、必要な手続きについて年金事務所にご相談ください。

## 共済記録

**Q.** ねんきん定期便やねんきんネットには、共済の加入記録が記載されて  
いませんがなぜでしょうか？

**A.** 共済組合の加入記録は保険者（共済組合等）が管理しているからです。  
国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の記録  
は保険者である共済組合等が管理をしています。  
日本年金機構では、共済組合等から加入記録の情報提供を受け、基礎年金番号に共  
済記録を順次、収録しています。共済の加入記録を確認される場合は、ご加入の共  
済組合等におたずねください。

## 2. 「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更等」について

### 【年金給付部 給付企画グループ】

- 【情報提供】「千葉県大網白里市」の市制施行に伴う住所表示等の変更  
(平成 24 年 12 月 10 日 給付情 2012-168)  
平成 25 年 1 月 1 日施行される「千葉県大網白里市」の市制施行について、お知らせしたものです。
  
- 【情報提供】金融機関の店舗名称変更  
(平成 24 年 11 月 2 日 給付情 2012-156)  
金融機関の店舗名称変更(平成 24 年 12 月 14 日支払から変更)について、お知らせしたものです。
  
- 【情報提供】金融機関の合併(平成 24 年 11 月 7 日 給付情 2012-157)  
東群馬使用組合とかみつけ信用組合が合併し「ぐんまみらい信用組合」となったこと  
と東山口信用金庫と防府信用金庫が合併し「東山口信用金庫」となったこと(平成  
24 年 12 月 14 日支払から変更)等について、お知らせしたものです。
  
- 【情報提供】金融機関の店舗名称変更  
(平成 24 年 12 月 10 日 給付情 2012-169)  
金融機関の店舗名称変更(平成 25 年 1 月 15 日支払から変更)について、お知らせ  
したものです。

平成 24 年 12 月 10 日  
 給付情 2012-168

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「千葉県大網白里市」の市制施行に伴う住所表示等の変更(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚生G(総務)	厚生G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、年金相談部、基幹システム開発部、業務管理部、サービス推進部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部、記録管理部

目的・趣旨

平成 25 年 1 月 1 日施行される「千葉県大網白里市」の市制施行について情報提供します。

ポイント(内容)

- 千葉県山武郡大網白里町が、「大網白里市」となることに伴い、各ファイルの住所表示の一括変更処理を行います。
- 年金支払いにかかる年金振込通知書等の住所出力  
平成 25 年 1 月 随時支払いにかかる年金振込通知書、源泉徴収票等の各種通知書は、旧大網白里町の住所にて送付されます。
- オンラインシステムにおける新しい住所表示時期
  - 年金受給権者 平成 25 年 1 月 15 日(火)より
  - 国民年金被保険者 平成 25 年 1 月 4 日(金)より
  - 厚生年金保険被保険者、船員保険被保険者 平成 25 年 1 月 4 日(金)より
 ※その他、詳細は、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画 G  
 本部担当 馬場(秀)、上林  
 連絡先 (直通)

【別紙】

平成24年12月10日

給付企画G

### 市制施行に伴う住所表示等の変更について

平成25年1月1日に施行される「大網白里市」の市制施行については、各ファイルの住居表示を一括変更処理します。

#### 1. 市制施行する地域及び新市名称

##### (1) 千葉県

山武郡大網白里町が市制に移行し、「大網白里市」となる。

#### 2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

##### (1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【大網白里市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	サツゲンオアミラサトチ	12500402	12010402	12810402
新	オアミラサシ	12500239	12010239	12810239

##### (2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【大網白里市】		市区町村コード
現行	サツゲンオアミラサトチ	12402
新	オアミラサシ	12239

※郡市区符号：60、記号：「大網」が新設されます。

※山武郡九十九里町・芝山町・横芝光町については、住所コード・郡市区符号・記号の変更はありません。

### 3. 修正時期

#### (1) 平成25年1月1日施行分

- 適用・徴収処理……平成25年1月4日より稼動
- 裁定処理……平成25年1月10日裁定日分より稼動  
(平成25年1月4日入力処理分より)
- 支払処理……(新裁分)  
平成25年2月定期支払分より稼動  
(諸変更分)  
平成25年2月定期支払分より稼動
- 諸変更処理……平成25年1月4日入力分より稼動
- 債権処理……平成25年1月調定分より稼動

### 4. 年金給付システムにかかる修正

#### (1) 受給権者原簿について

受給権者原簿は、市区町村コード、郵便番号、原簿住所をもとに住所一括変更を平成25年2月定期支払処理に向けて行います。

※平成25年1月15日(火)から受給権者原簿への変更内容を照写します。

※住所一括変更処理がされるまでの各種通知書の住所表示は、旧住所となります。

#### (2) 債権管理簿について

平成25年2月調定分及び2月1日発送の督促状から新住所とするために郵便番号をもとに住所変更の対象者を抽出し、機構本部にて補正リストを作成のうえ、対応します。

### 5. 記録管理システムに係る処理

#### (1) 国民年金被保険者ファイルについて

平成25年1月1日施行分については、平成25年1月4日(金)より、入力及び照写を可能とします。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成25年1月21日(月)より、新住所で照写します。

- (2) 厚生年金保険被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイルについて  
市区町村コードテーブルを修正し、平成25年1月1日施行分については、平成25年1月4日（金）より、入力及び照写を可能とします。  
旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成25年1月1日施行分については、平成25年1月7日（月）より新住所で照写します。
- (3) 基礎年金番号管理ファイルについて  
加入制度または受給権者原簿のスケジュールに沿って変更し、また、制度未加入者については、平成25年1月1日施行分については平成25年1月7日（月）より新住所で照写します。
- (4) 共済組合員情報ファイルについて  
各共済組合から定期的に回付される異動データに基づき変更します。
6. 郵便番号辞書ファイル・住所辞書ファイルについて  
平成25年1月1日施行分については、平成25年1月4日（金）より入力及び照写を可能とします。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

- 平成 24 年 12 月 14 日支払からの変更となります。
- 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙 1、別紙 2 を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画 G  
本部担当 馬場（秀一）、上林  
連絡先  
（直通）

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0118 みちのく銀行	ナガヨコチヨウ 長横町	ハチノヘ 八戸営業部	平成24年9月24日
1320 東京東信用金庫	ムコウジマ 向島	ホンテン 本店	平成24年10月9日
1562 蒲郡信用金庫	カタハラミナミ 形原南出張所	カタハラ 形原	平成24年10月15日
2149 東群馬信用組合	オオタ 太田	オオタホウセン 太田宝泉	平成24年9月22日
2146 群馬県信用組合	トミオカヒガシ 富岡東	トミオカ 富岡	平成24年11月16日
1582 三重信用金庫	ホンマチ 本町	ヒノマチ 日野町	平成24年11月26日
1582 三重信用金庫	オオミナト 大湊	ミソノ 御園	平成24年11月26日
1371 長岡信用金庫	カントウマチ 関東町	ホンテン 本店営業部	平成24年10月15日
2306 中央商銀信用組合	ツルガ 敦賀	フクイ 福井	平成24年11月22日
1881 高知信用金庫	クボカワ 窪川	シマントチヨウ 四万十町	平成24年10月9日
1881 高知信用金庫	タイシヨウ 大正	シマントチヨウ 四万十町	平成24年10月9日
1105 青い森信用金庫	シチノヘ 七戸	トワダ 十和田営業部	平成24年11月19日
1105 青い森信用金庫	トウホクチヨウ 東北町	トワダ 十和田営業部	平成24年11月19日
1105 青い森信用金庫	コミナト 小湊	ヤエダ 八重田	平成24年11月19日
1105 青い森信用金庫	ヒロサキキキヨウノ 弘前桔梗野	ヒロサキ 弘前	平成24年11月19日
1105 青い森信用金庫	ヨコハマ 横浜	シモキタ 下北営業部	平成24年11月19日
1674 きのくに信用金庫	ユアサチユウオウ 湯浅中央	ユアサ 湯浅	平成24年11月26日
2870 大分県信用組合	ハンダ 飯田	クス 玖珠	平成24年12月10日
0010 りそな銀行	カシハラジングウマエ 榎原神宮前	カシハラ 榎原	平成24年11月19日
0121 荘内銀行	リュウツウセンター 流通センター	トキメキドリ ときめき通り	平成24年11月12日
1401 富山信用金庫	クボ 窪	アカエ 赤江	平成24年11月5日
1401 富山信用金庫	ナカガワラ 中川原	タカハラマチ 高原町	平成24年11月5日
1470 福井信用金庫	シミズチヨウ 清水町	アサヒ 朝日	平成24年11月19日
0147 福井銀行	ヒノデ 日之出	サクラドリ さくら通り	平成24年10月9日
0147 福井銀行	キミキタノ 上北野	サクラドリ さくら通り	平成24年10月9日
0175 四国銀行	サキハマ 佐喜浜出張所	ムロト 室戸	平成24年11月19日
1141 米沢信用金庫	トクマチ 徳町	ホクブ 北部	平成24年10月22日

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0161 池田泉州銀行	オオサカ 大阪	ホンマチ 本町	平成24年10月9日
0142 山梨中央銀行	ニシ 西	クガワ 貢川	平成24年9月15日
0501 北洋銀行	アサブヒガシ 麻生東	アサブ 麻生	平成24年10月9日
0501 北洋銀行	ホクエイ 北栄	サカエマチ 栄町	平成24年10月9日
0501 北洋銀行	ハナカワ 花川	ハナカワキタ 花川北	平成24年10月15日
1120 秋田信用金庫	ワカミ 若美	フナコシ 船越	平成24年9月24日
1781 西中国信用金庫	シンアカダ 新垢田出張所	シンアカダ 新垢田代理店	平成24年11月12日
1027 釧路信用金庫		オビヒロニシ 帯広西	平成24年10月9日 新設
0149 静岡銀行		ナガイズミ 長泉	平成24年10月23日 新設
2543 大阪協栄信用組合		ヒガシオオサカ 東大阪	平成24年10月23日 新設

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3003 大船渡市農協	オオフナトシシモフナト 下船渡	3598 大船渡市農協	オオフナト 大船渡	平成24年11月12日
3003 大船渡市農協	オオフナトシトマリ 泊里	3598 大船渡市農協	マツサキ 末崎	平成24年11月12日
3003 大船渡市農協	オオフナトシタコノウラ 蛸ノ浦	3598 大船渡市農協	アカサキ 赤崎	平成24年11月12日
3012 とうかつ中央農協	トウカツチュウオウムツミ 六実	4965 とうかつ中央農協	ゴコウムツミ 五香六実	平成24年11月22日
3012 とうかつ中央農協	トウカツチュウオウゴコウ 五香	4965 とうかつ中央農協	ゴコウムツミ 五香六実	平成24年11月26日
3013 東京あぐり農協	トウキヨウアグリ 本店	5077 東京みらい農協	タナシ 田無	平成24年10月1日
3013 東京あぐり農協	トウキヨウアグリタナシ 田無	5077 東京みらい農協	タナシ 田無	平成24年10月1日
3013 東京あぐり農協	トウキヨウアグリヒバリガオカ ひばりヶ丘	5077 東京みらい農協	ヒバリガオカ ひばりヶ丘	平成24年10月1日
3013 東京あぐり農協	トウキヨウアグリミナミグチ 田無南口	5077 東京みらい農協	タナシミナミグチ 田無南口	平成24年10月1日
3043 八代地域農協	ヤツシロチイキミヤハラ 宮原	9017 八代地域農協	ホクブソウゴウ 北部総合	平成24年10月13日
3043 八代地域農協	ヤツシロチイキカガミ 鏡	9017 八代地域農協	ホクブソウゴウ 北部総合	平成24年10月15日
3043 八代地域農協	ヤツシロチイキキタシンチ 北新地	9017 八代地域農協	ホクブソウゴウ 北部総合	平成24年10月13日
3044 べっぶ日出農協	ベツブヒジフジワラ 藤原	9103 べっぶ日出農協	ヒジ 日出	平成24年9月8日
3044 べっぶ日出農協	ベツブヒジカワサキ 川崎	9103 べっぶ日出農協	ヒジ 日出	平成24年9月8日
9494 門川漁協	カドガワ 本所	9494 宮崎信漁連	ホンシヨ 本所	平成24年11月1日
		6560 西三河農協	ヤタ 矢田	平成24年10月15日 新設

平成 24 年 11 月 7 日  
 給付情 2012-157

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

### 金融機関の合併（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

#### 本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

#### 目的・趣旨

金融機関の合併（平成24年11月26日付）についてご連絡します。

#### ポイント（内容）

○平成24年12月14日支払からの変更となります。

#### ○金融機関の合併（1）

「東群馬信用組合」、「かみつけ信用組合」が合併し、「ぐんまみらい信用組合」となります。

※詳しくは、別紙1、別紙2、別紙3をご参照願います。

#### ○金融機関の合併（2）

「東山口信用金庫」、「防府信用金庫」が合併し、「東山口信用金庫」となります。

※詳しくは、別紙4、別紙5、別紙6をご参照願います。

照会先  
 本部年金給付部 給付企画G  
 担当 馬場（秀一）、上林  
 連絡先  
 （直通）  
 [REDACTED]



3. 平成25年1月随時支払向けの通知書等について

- ① 受給権者原簿において、店舗コードが確認されている者（店舗コード「000」以外の者）は、【旧金融機関+旧店舗名】で印字されますが、平成25年2月定期支払向けの通知書等から【新金融機関+新店舗名】で印字されます。
- ② 受給権者原簿において、店舗コードが確認されていない者（店舗コード「000」の者）は、平成25年1月随時支払向けの通知書等から【新金融機関+新店舗名】で印字されます。

4. 一括変更処理後の受給権者原簿への照写

- ①平成25年1月随時支払分において、一括変更となる者は、平成24年12月19日（水）から確認することができます。
- ② 平成25年2月定期支払分において、一括変更となる者は、平成25年1月23日（水）から確認することができます。

【別紙2】

金融機関の名称変更等にかかる業務スケジュール

	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月
新規裁定入力開始日	26 30		
新規裁定原簿の画面照写開始日		10	
支払日			15
諸変更入力開始日 (諸変更取消締切日)	26	18	

平成24年11月26日からのオンライン裁定入力及び諸変更入力について、合併前の金融機関コード（かみつけ信用組合：2148）は入力できなくなります。

つきましては、合併後の金融機関コード（ぐんまみらい信用組合：2149）及び店舗名を入力願います。

なお、【店舗名称等新旧対照表（1）】（別紙3）※を掲載しましたので、入力処理のご参考としてください。

## 【店舗名称等新旧対照表(1)】

(旧)				(新)				
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)	
東洋興産株式会社 2149	001	本店営業部	ホンテン	カネボウ銀行 2149	001	東群馬営業部	ヒガシグンマ	
	002	尾島	オジマ		002	尾島	オジマ	
	003	太田宝泉	オオタウセン		003	太田宝泉	オオタウセン	
	004	新田	ニツタ		004	新田	ニツタ	
	005	高林	タカバヤシ		005	高林	タカバヤシ	
	006	伊勢崎	イセサキ		006	伊勢崎	イセサキ	
	007	伊勢崎北	イセサキキタ		007	伊勢崎北	イセサキキタ	
	008	大泉	オオイズミ		008	大泉	オオイズミ	
	011	館林	タテバヤシ		011	館林	タテバヤシ	
	012	伊勢崎西	イセサキニシ		012	伊勢崎西	イセサキニシ	
	013	敷塚	キツツカ		013	敷塚	キツツカ	
	カネボウ銀行 2148	001	中之条		ナカノジヨウ	021	中之条	ナカノジヨウ
		002	草津温泉		クサツオンセン	022	草津温泉	クサツオンセン
003		長野原	ナガノハラ	023	長野原	ナガノハラ		
004		嬭恋	ツマコイ	024	嬭恋	ツマコイ		
006		原町	ハラマチ	026	原町	ハラマチ		
007		北軽井沢	キタカルイザワ	027	北軽井沢	キタカルイザワ		
101		渋川中央営業部	シブカワチュウオウ	031	渋川中央営業部	シブカワチュウオウ		
102		伊香保	イカホ	032	伊香保	イカホ		
103		吉岡	ヨシオカ	033	吉岡	ヨシオカ		
104		沼田	ヌマタ	034	沼田	ヌマタ		
105		前橋	マエハシ	035	前橋	マエハシ		
107		子持	コモチ	037	子持	コモチ		
108		北橋	キタハシ	038	北橋	キタハシ		
109		赤城	アカキ	039	赤城	アカキ		
110		前橋北	マエハシキタ	040	前橋北	マエハシキタ		
111		大間々	オオママ	041	大間々	オオママ		
112		新里	ニイサト	042	新里	ニイサト		
201		本店	ホンテン	051	本店	ホンテン		
202		箕郷	ミサト	052	箕郷	ミサト		
203		沖	オキ	053	沖	オキ		
204		群南	グンナン	054	群南	グンナン		
205		総社	ソウジヤ	055	総社	ソウジヤ		
206		倉淵	クラプチ	056	倉淵	クラプチ		
207		群馬町	グンママチ	057	群馬町	グンママチ		
301		新町	シンマチ	061	新町	シンマチ		
302		藤岡	フジオカ	062	藤岡	フジオカ		
303		岩鼻	イワハナ	063	岩鼻	イワハナ		
304		吉井	ヨシイ	064	吉井	ヨシイ		
305		鬼石	オニシ	065	鬼石	オニシ		
307		玉村	タムムラ	067	玉村	タムムラ		
308		藤岡西	フジオカニシ	068	藤岡西	フジオカニシ		
311	中居	ナカイ	071	中居	ナカイ			

## 金融機関の合併（2）について

平成24年11月26日付で、「東山口信用金庫」、「防府信用金庫」が合併し、「東山口信用金庫」となります。

## ○合併による変更内容

## (1) 金融機関名称及び金融機関コード

	変更前		変更後	
テーブル	72 - 1789	ヒガシヤマぐチシヨウ	72 - 1789	ヒガシヤマぐチシヨウ
金融機関名称	東山口信用金庫		東山口信用金庫 (平成24年11月26日付)	
テーブル	72 - 1783	防府シヨウ		
金融機関名称	防府信用金庫			

## (2) 以下については、【別紙1】と同様。

オンライン処理の変更時期、「受給権者原簿」の一括変更処理、平成25年1月随時支払向けの通知書等について、一括変更処理後の受給権者原簿への照写。

## 金融機関の名称変更等にかかる業務スケジュール

	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月
新規裁定入力開始日	26 30		
新規裁定原簿の 画面照写開始日		10	
支払日			15
諸変更入力開始日 (諸変更取消 締切日)	26	18	

- 平成24年11月26日からのオンライン裁定入力及び諸変更入力について、合併前の金融機関コード（防府信用金庫：1783）は入力できなくなります。
- つきましては、合併後の金融機関コード（東山口信用金庫：1789）及び店舗名を入力願います。
- なお、【店舗名称等新旧対照表（2）】（別紙6）※を掲載しましたので、入力処理のご参考としてください。

## 【店舗名称等新旧対照表(2)】

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
真山口信用金庫 1789	001	本店	ホンテン	真山口信用金庫 1789	001	柳井	ヤナイ
	002	平生	ヒラオ		002	平生	ヒラオ
	003	田布施	タノセ		003	田布施	タノセ
	004	由宇	ユウ		004	由宇	ユウ
	005	壺積	ムロズミ		005	壺積	ムロズミ
	006	上関	カミノセキ		006	上関	カミノセキ
	007	橋本町	ハシモトチヨウ		007	橋本町	ハシモトチヨウ
	008	岩国	イワクニ		008	岩国	イワクニ
	009	周東玖珂	シュウトウクカ		009	周東玖珂	シュウトウクカ
	010	南岩国	ミナミイワクニ		010	南岩国	ミナミイワクニ
	011	柳井南	ヤナイミナミ		011	柳井南	ヤナイミナミ
	022	徳山	トクヤマ		022	徳山	トクヤマ
	023	富田	トンダ		023	富田	トンダ
	024	福川	フクガウ		024	福川	フクガウ
	025	遠石	トイシ		025	遠石	トイシ
	026	月丘町	ツキオカチヨウ		026	月丘町	ツキオカチヨウ
	041	下松	クダマツ		041	下松	クダマツ
	042	光	ヒカリ		042	光	ヒカリ
	043	柴町	サカエマチ		043	柴町	サカエマチ
	防府信用金庫 1783	021	本店		ホンテン	防府信用金庫 1783	031
022		宮市	ミヤイチ	032	宮市		ミヤイチ
023		三田尻	ミタジリ	033	三田尻		ミタジリ
024		中関	ナカノセキ	034	中関		ナカノセキ
025		問屋口	トイヤグチ	035	問屋口		トイヤグチ
026		駅前	エキマエ	036	防府駅前		ホウフエキマエ
027		牟礼	ムレ	037	牟礼		ムレ
028		華城	ハナキ	038	華城		ハナキ
029		大道	ダイドウ	039	大道		ダイドウ

平成 24 年 12 月 10 日  
 給付情 2012-169

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等 (情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント (内容)

1. 平成 25 年 1 月 15 日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画 G  
 本部担当 馬場 (秀一)、上林  
 連絡先 (直通) XXXXXXXXXX

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0146 北國銀行	ホウリウ 宝立	スズ 珠洲	平成24年11月19日
0538 静岡中央銀行	シマキタ 三島北	カイズミ 長泉	平成24年11月12日
0585 長崎銀行	シノマチ 新戸町	ホンテン 本店	平成24年10月29日
0585 長崎銀行	ハイキ 早岐	サセホ 佐世保	平成24年11月19日
1401 富山信用金庫	ナカノ 中野	オオイズミ 大泉	平成24年11月5日
1470 福井信用金庫	エキマエ 駅前	ダイヨウマチ 大名町	平成24年11月19日
1530 岐阜信用金庫	シンセイ 真正	モトス もとす	平成24年11月19日
2984 中国労働金庫	マツエミナミ 松江南出張所	マツエ 松江	平成24年11月5日
0168 中国銀行	カワハ 川辺出張所	マビ 真備	平成24年12月1日
0576 愛媛銀行		スミノ 角野	平成24年12月3日 新設
2606 兵庫県信用組合		ロツコウチ 六甲道	平成24年11月12日 新設
1860 愛媛信用金庫		カワエ 川之江	平成24年11月19日 新設

農協等

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3007 あいづ農協	アイヅイナワシロニシ 猪苗代西	4148 あいづ農協	イナワシロチユウオウ 猪苗代中央	平成24年12月7日
3010 新田みどり農協	ニツタミドリクロネ 黒保根	4664 新田みどり農協	クロネアスマ 黒保根東	平成24年12月8日
3010 新田みどり農協	ニツタミドリセアスマ 勢多東	4664 新田みどり農協	クロネアスマ 黒保根東	平成24年12月8日
3030 わかやま農協	ワカヤマニシワキ 西脇	7532 わかやま農協	かせい かせい	平成24年12月10日
3030 わかやま農協	ワカヤマキノモト 木本	7532 わかやま農協	かせい かせい	平成24年12月10日
3021 するが路農協	スルガジユイ 由比	6363 清水農協	ユイ 由比	平成24年11月1日
3021 するが路農協	スルガジカンバラ 蒲原	6363 清水農協	カンバラ 蒲原	平成24年11月1日
3021 するが路農協	スルガジ 本店	6363 清水農協	ホンテン 本店	平成24年11月1日
3021 するが路農協	スルガジフジカワ 富士川	6363 清水農協	カンバラ 蒲原	平成24年11月1日
3021 するが路農協	スルガジマツノ 松野	6363 清水農協	カンバラ 蒲原	平成24年11月1日
3022 豊橋農協	トヨハンゲンヨウ 下条	6618 豊橋農協	イシマキ 石巻	平成24年10月29日
3027 大阪中河内農協	オオサカナカワチキスリ 衣摺	7164 大阪中河内農協	ナガセ ながせ	平成24年11月12日
3027 大阪中河内農協	オオサカナカワチコトブキチヨウ 寿町	7164 大阪中河内農協	ナガセ ながせ	平成24年11月12日
3040 直鞆農協	チヨクアンヒヨシ 日吉	8694 直鞆農協	ワカミヤ 若宮	平成24年10月29日
9487 岩城生名漁協	イワキイキナ 本所	9487 愛媛信濃連	イマバリ 今治	平成24年12月1日

### 3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

（平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65）

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うこととしたところをお示したものです。

また、平成 24 年 12 月 14 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載いたします。  
【86～89頁】

平成24年11月14日

総務指 2012-32

経企指 2012-65

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

### 掲示物（ポスター）の台帳管理（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		○			○							◎				

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

#### 目的・趣旨

本部から年金事務所等に掲示を依頼している掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うこととしました。

年金事務所等におかれましては、「掲示物（ポスター）管理台帳」（以下、「管理台帳」という。）（新設）を確認のうえ、定期的に掲示物の整理を行っていただきますようお願いいたします。

当該指示・依頼の発出により、平成23年4月7日【総務指2011-13】掲示物等の一元管理の運用（指示・依頼）は廃止いたします。

#### ポイント（内容）

##### 1. 管理台帳の新設【別紙1】

本部から指示・依頼によって年金事務所等に掲示を依頼しているポスターは、【別紙1】の管理台帳により管理することとします。

【管理台帳の保管先】

全国共有フォルダ（W）-04総務部-01総務G-20掲示物（ポスター）管理台帳

##### 2. 年金事務所等に掲示を指示するポスターの限度枚数の設定

本部の指示依頼によって年金事務所等に掲示を「必須」とするポスター（以下、「掲示必須ポスター」という。）は、管理台帳の「必須」欄に表示することとし、その限度枚数を「25枚程度」とします。

なお、小規模事務所において物理的に掲示必須ポスターの掲示が困難な場合は、ポスターの優先度、お客様からの見やすさ等を配慮のうえで、ポスターのサイズダウンを行うことも可とします。

##### 3. 管理台帳の更新

管理台帳の更新は、本部各部よりポスター掲示の指示・依頼を発出する際に行います。

また、掲示の優先順位等を更新した場合は、更新年月欄に更新年月を登録します。

#### 4. 管理台帳の周知

更新後の管理台帳は全国共有フォルダのほか、機構「つうしん」(隔月発行 LAN掲載)にも掲載することとしています。

管理台帳の更新年月欄を確認のうえ、掲示物の整理をお願いします。

#### 5. 掲示必須ポスターが25枚を超過する場合

掲示必須ポスターが25枚を超過することが見込まれる際には、ポスター掲示の指示依頼を発出している部署等、関係部署において、掲示の優先順位、サイズや掲示枚数の変更の可否等について協議を行い、理事長の承認を得て管理台帳を更新することとします。

#### 6. 掲示必須ポスター以外の取り扱い

下記については、年金事務所等の判断によることとします。

- 管理台帳において優先順位「優先」「任意」のポスター(サイズダウンを含む)
- 市区町村等から年金事務所へ直接掲示依頼があったポスターなど

#### 7. 年金事務所等における対応

年金事務所等は、管理台帳及び前記6の取扱いにより、優先順位等を確認のうえ定期的に掲示物の整理をお願いいたします。

掲示物の整理にあたっては、広報のポイントが明確に伝わるよう、創意工夫をお願いいたします。

また、「市区町村等から依頼の掲示物」や「事務所作成の掲示物」の掲示枚数を把握するため、必要に応じて一覧を作成するなどの対応をお願いします。

#### 8. 意見照会への回答【別紙2】

平成24年10月31日【総務指2012-30】掲示物(ポスター)の台帳管理に向けた事前意見照会(指示・依頼)にていただいた主なご意見について、別紙2のとおり回答いたします。

#### 9. 実施時期 平成24年12月1日

照会先

本部 総務部総務G担当  
青山 飛田

連絡先

(代表) 03-5344-1100

(内線) [REDACTED]

(直通) [REDACTED]

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

---掲示「必須」  
 ---掲示等期間を終了している掲示物。（平成24年11月1日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示-依頼	更新年月	優先順位と指示枚数			サイズ	掲示物管理状況			
						必須	優先※	任意※		作成年月日	担当部署	担当者	備考
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 終令指2010-16			1		A3				
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資料の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 終令指2011-97			1		A3				
リスクコンプライアンス部	暴力団排除直置ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-58		1			不明				
	暴力団排除直置ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日	-	平成23年4月1日 リコ指2011-71									
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67		1			A3				
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日	-	平成23年3月7日 リコ指2011-40									
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項		1			A3				
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項		1			A3				
	日本放送共同組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務指2011-25				1	A3				
	総務(コントロール)履行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成22年4月28日 総務指2011-17					指定なし				
		2012年5月1日	2012年10月31日	平成22年4月29日 総務指2012-12									
	総務(スーパコントロール)履行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成22年6月11日 総務指2012-15									
	福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年3月17日	2012年3月31日	平成23年3月2日 総務指2011-18									
	2011年11月1日	2012年3月31日	平成23年10月25日 総務指2011-24										
	2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務指2012-13				1	A3					
財務部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61		1			A3				
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人事指2010-149									
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人事指2011-72									
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人事指2011-85									
労務管理部	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労務指2011-90									
事業企画部	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 基企指2010-36		1			A2				
	「社労士金復興支援ポスター」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 基企指2011-37									
	中国残留邦人等に対する加齢の老齢基礎年金支給のための一時金の助成矢張り防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 基企指2011-119			1		A2				
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について									
		2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		2			A1				
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45 年相指2010-38									
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10									
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示(お客様へのお約束10か条に添付)	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59			[2]		A1				
ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2					
	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45 年相指2010-38										

79

掲示物管理台帳 (本部からの指示依頼分)

・・・掲示「必須」

・・・掲示等期間を終了している掲示物。(平成24年11月1日現在)

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理番号				
						必須	優先※	任意※		作成年月日	担当部署	担当	案件番号	
サービス推進部	「わたしと年金」E-メール募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26										
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20										
年金相談部	私の履歴整理券の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A2					
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		2			A3					
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A3					
		2012年4月25日	-	平成24年04月25日 年相指2012-56					A3					
記録問題 対策部	年金額(年額)の増額(黒額)グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12					A2					
		2012年4月18日	一月次	平成24年04月18日 記対指2012-41		1			A2					
	未統合記録5,095万件の解明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12					A2					
		2012年4月18日	3か月毎	平成24年04月18日 記対指2012-41		1			A2					
	ねんきんネット周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26										
	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3					
「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3						
品質管理部	現金計取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品質指2010-48、 品質指2010-5、広報指2010-7										
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品質指2012-48、 品質指2012-17、広報指2012-4				1	A3					
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免状及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金の厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品質指2011-46										
厚生年金保険部	平成24年度の減扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚生指2012-23				1	A3					
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月1日 国民指2010-510										
	国民年金保険料減額制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国民指2012-268		1			A2					
	国民年金保険料取納事実(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた年報	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国民指2012-341		1			A3					
	学生・卒業生等への学生納付特例郵便用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国民指2012-391		1			A2					
国民年金部 事務企画部 給付指図書 年金相談部	年金証書授受法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	-	平成24年1月31日 国民指2012-21、事業指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7		1			A3					

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

- …掲示「必須」
- …掲示等期間を終了している掲示物。(平成24年11月1日現在)

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	帳票管理番号			
						必須	優先※	任意※		作成年月日	担当部署	通番	更新番号
年金給付部	遅延特別加算金法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3				
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3				
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200			1		A2	1010	1018	001	-
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114						0301	1018	122	-
合計							21	7	3				

## 掲示物(ポスター)の台帳管理に向けた事前意見照会への回答

平成24年10月31日【総務指2012-30】掲示物(ポスター)の台帳管理に向けた事前意見照会(指示・依頼)

### 1. 「掲示物(ポスター)掲示限度枚数の設定」「管理台帳」関係

拠点	該当箇所	意見	修正理由	回答
高崎	1. 管理台帳の新設 一文追加(右記参照)	次記を追加 なお、現在、各ブロック本部が独自に年金事務所等に発出している「管理台帳」は廃止し、今回から本部の管理台帳に集約の上、掲示物の管理台帳を一元管理することとします。	現在、ブロック本部独自の掲示物管理の指示・依頼が発出されており(相給指2010-32)、年金事務所は本部とブロック本部の2種類の管理台帳にて管理をすることとなるため。	本部においては、拠点独自の掲示物の把握はできないため一元管理は困難です。ご意見を受け、次記を追加することとしました。 「市区町村から依頼の掲示物」や「事務所作成の掲示物」の掲示枚数を把握するため、必要に応じて一覧を作成するなどの対応をお願いします。」
九州ブロック	2. 年金事務所等におけるポスターの掲示限度枚数の設定	2. 年金事務所等へ掲示を指示するポスターの限度枚数の設定	年金事務所等が掲示できるポスターの枚数制限なのか、本部が掲示を指示するポスターの枚数の制限なのか判りにくいため。	ご意見を受け、ご指摘のとおり修正しました。
豊岡	2. 年金事務所等におけるポスターの掲示限度枚数の設定	2. 年金事務所等におけるポスターの掲示限度枚数の設定…「20枚程度」とします。	現在、当事務所の掲示必須ポスターは18枚あり、これ以上必須ポスターが増えると、著しく事務所の美観を損なうため。	限度枚数を25枚程度とした場合、美観等を著しく損ねる事務所もあることに配慮し、「必須」をできる限り少数に抑えるようにすることとしています。 なお、物理的に掲示が困難な場合は、例外としてサイズダウンを可とするよう修正しました。
浦和	2. 年金事務所等におけるポスターの掲示限度枚数の設定	事務所の掲示場所に合わせた数量を本部にて確認し精査のうえ数量減も検討する。また、季節やねんきん月間限定に掲載する	事務所の掲示物掲載場所が少ない事務所もありお客様の目に届かないところへの掲示もあることから重要なものに限定する必要がある	限度枚数を25枚程度とした場合、お客様の目の届かない可能性もあることに配慮し、「必須」をできる限り少数に抑えることとしています。 なお、現時点では最重要なものに限定することは困難ですが、今後の課題とさせていただきます。
口九州クラブ	3. 管理台帳の更新	次記を追加。 更新後、管理台帳に更新日を掲載します。	更新日時を明確とするため。	ご意見を受け、管理台帳に「更新年月」欄を追加しました。

拠点	該当箇所	意見	修正理由	回答
熊本西	5. 掲示必須ポスターが25枚を超過する場合	次記を追加 指示依頼の発出時「必須」であった掲示物が、その後25枚を限度とする関係で「優先」または「任意」へ変更された場合は、その都度指示依頼等でお知らせします。	過去の必須掲示物が優先・任意へ変更となったことに気づかず必須掲示物が多くなってしまふことを防止するため。	更新ごとに指示依頼の発出を行いませんが、ご意見を受け、管理台帳に「更新年月」欄を追加しました。
九州ブロック	6. 掲示必須ポスター以外の取扱い	必須ポスター以外についても事務所の美観のため、大枠の上限枚数を設け、その枚数を越える場合は事務所等の判断とすべき。	本部指示による必須ポスターのみの上限枚数を設定しても、その他のポスターについて枚数制限を設けなければ事務所の美観を整えることにはならないため。	ご意見を受け、次記を追加することとしました。 追記・・・「市区町村から依頼の掲示物」や「事務所作成の掲示物」の掲示枚数を把握するため、必要に応じて一覧を作成するなどの対応をお願いします。」
	管理台帳 「優先順位と掲示枚数」欄	「優先」と「任意」の枚数欄を削除	年金事務所等の判断によるならば、掲示枚数の指定は必要ない。	枚数欄は全体把握のため削除できませんが、ご意見を受け、指示依頼で5枚としている箇所は1枚に変更しました。
東北ブロック	管理台帳 「掲示枚数」	優先の掲示物で、年金事務所への配布枚数が記載されている欄について、掲示枚数に訂正する。	複数枚掲示しなければならないものと思われ紛らわしいため。(掲示枚数であり、配布枚数ではないと思われます。)	ご意見を受け、指示依頼で5枚としている箇所は1枚に変更しました。
	管理台帳 「掲示終了期限」	掲示終了期限について示されていないものは、掲示期間の目安を記載する。	手続先変更、制度周知等に関する内容のものについて、現在終了期限が示されていないため、目安を示したほうが良いと思われる。	ご意見を受け、本指示依頼発出時には掲示終了期限を示していないものも、今後、定期的に確認し登録することとします。
甲北 ロケット	管理台帳 登録漏れ	登録漏れ・・・①貸出し用の車イスの明示②民間委託の実施に関する掲示③年金確保支援法に関する掲示		ご指摘を受け、管理台帳に追加しました。
三条	管理台帳 必須掲示の掲示箇所の明確化	必須掲示物の待合コーナー掲示への必須項目の追加	事務所全体で必須なのか、待合コーナー毎に必須なのか、項目があればより明確になるため。	事務所等により掲示スペースが異なることから、掲示箇所ごとの必須枚数をお示しすることは困難です。
浦和	管理台帳 私の履歴整理票の活用についてのお知らせ	見直しをする	すでにねんきんネット等でも自分の履歴を確認できており、事務所においても0961(被保険者記録紹介回答票)にて確認ができるので	現時点では見直しが困難ですが今後の意見として承り、検討させていただきます。

2. 「年金事務所等における対応」関係

拠点	該当箇所	意見	修正理由	回答
熊本西	7. 年金事務所等における対応	次記を追加 年金事務所におかれましても、可能な限り事務所内の掲示枚数を把握するため管理台帳を作成するなどの対応をお願いいたします。	年金事務所でも可能な限り管理台帳を作成すれば、指示依頼以外も管理でき、美観を整えることができるため。	ご意見を受け次記を追記することとしました。 「市区町村から依頼の掲示物」や「事務所作成の掲示物」の掲示枚数を把握するため、必要に応じて一覧を作成するなどの対応をお願いします。」
東北ブロック	7. 年金事務所等における対応	年金事務所等で掲示物の確認に使用する一覧表を作成。	年金事務所等の掲示物が管理しやすくなると思われるため。	
豊岡	7. 年金事務所等における対応	7.年金事務所等における対応…創意工夫をお願いします。の前に「サイズや掲示枚数の変更、掲示場所など」を追加。	掲示スペースなども鑑みて、効果的に広報のポイントが明確に伝わるように工夫をする必要があるため。	ご意見を受け、「優先」「任意」は事務所の判断で掲示枚数やサイズの変更を可能とするよう見直しを行いました。「必須」は、お客様からの見やすさと広報のポイントを考慮してサイズを決定していることから、原則、管理台帳により対応していただきますようお願いいたします。
浦和	7. 年金事務所等における対応	例外にてサイズダウンを認める	掲示場所の確保が困難な場合があるので、事務所の掲示場所にあわせるため	

3. 「その他」

拠点	該当箇所	意見	修正理由	回答
福井	機構作成の掲示物そのものについて	承認印または許可印は不要ですか。また、あらかじめ承認印の入ったものを配付できないのか。	事務所等の管理に関する規程第9条に基づき、承認印・承認期間を表示しているが、機構作成のものは対象外とする規定等は確認出来ていない。	規程第9条において管理者の承認が必要とされているため、現時点では見直しはできませんが、今後の課題とさせていただきます。
ロ九州クラブ	「目的・趣旨」の「平成23年4月7日【総務指2011-13】掲示物等の一元管理の運用(指示・依頼)は廃止」について	同指示・依頼を廃止することにより、現行の取扱いより変更となる点を列記したほうがよい。	現行の取扱いからの変更点を列記することで、変更点が明確となり、今後の取扱いについて、理解が容易となる。	今回の主な変更点は限度枚数の設定であり、指示依頼の目的欄で示しているため列記しないこととしました。
ロ九州クラブ	全国共有(W:)に掲示されている掲示物等管理台帳をハイパーリンクが有効な形式に改める。	全国共有(W:)に掲示されている掲示物等管理台帳をハイパーリンクが有効な形式に改める。	根拠となる指示・依頼等を確認する際、リンクが有効でない形式の台帳は不便であり、使い勝手が悪い。	ご指摘より、掲示物等管理台帳のハイパーリンクを有効に整備済。
北関東・ク信越	管理台帳に日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)の掲示について掲載されているが、掲示用の様式が示されていないので示していただきたい。	掲示用の様式を示していただく	掲示用の様式が示されたいないため	管理台帳にA3でサイズを記載しました。
浦和	暴力団排除ステッカー等の掲示	本部主催で暴力追放運動推進センターにて「不当要求防止責任者講習」の受講(60名程度の人員が集まれば警察にて講習を行ってもらえる)を定期的に行いステッカー等を準備、事務所内に掲示する。	講習の受講証明とポスターや受講者証をもらうことができる	担当部において、別途検討させていただきます。

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成24年12月14日

…掲示等期間を終了している掲示物。（平成24年12月14日現在）

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

※原則、「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受付日	管理番号
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企指2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97			1		A3		
	悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70				1		A2	2012年12月14日
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59			1		不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日		平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67			1				
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日		平成23年3月7日 リコ指2011-40					A3		
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項			1		A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項			1		A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務指2011-25				1	A3		
	軽装(クールビズ)励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
	軽装(クールビズ)励行期間の実施	2012年5月1日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
	軽装(スーパークールビズ)励行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15							
	福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務指2011-18							
財務部	年金事務所等の単イスの配備等	2011年11月1日	2012年3月31日	平成23年10月25日 総務指2011-24							
		2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務指2012-13			1		A3		
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61			1		A3		
		2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149							
		2011年5月19日	2011年6月17日	平成23年3月7日 人管指2011-16							
労務管理部	平成23年9月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-72							
		平成23年10月准職員募集	2011年10月1日	2011年10月7日	人管指2011-85						
事業企画部	全国労働衛生週間における取組み	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 専企指2010-36			1		A2		
		「社労士会復興支援ポスター」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 専企指2011-37						
		中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 専企指2011-119				1	A2	
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について							
		2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26			2		A1		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38							
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10							
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示(お客様へのお約束10か条に添付)	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59			[2]		A1		

掲示物管理台帳 (本部からの指示依頼分)

平成24年12月14日

---掲示等期間を終了している掲示物。(平成24年12月14日現在)

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

※原則、「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日~)	
						必須	優先※	任意※		受付日	管理番号
サービス推進部	ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38							
	「わたしと年金」エンゼイ募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26							
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20							
	平成24年度お客様満足度アンケートの実施	2013年1月4日~1月25日までの連続する5営業日		サ推指2012-55		1	1	3	A3又はA4	2012年11月29日	2012-001
年金相談部	私の履歴整理表の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A2		
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		2			A3		
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A3		
		2012年4月25日	-	平成24年04月25日 年相指2012-56						A3	
記録問題 対策部	年金額(年額)の増額(累積)グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12					A2		
		2012年4月18日	一月次	平成24年04月18日 記対指2012-41		1			A2		
	未統合記録5,095万件の説明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12					A2		
		2012年4月18日	3か月毎	平成24年04月18日 記対指2012-41		1			A2		
	「ねんきんネット」周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26							
	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3		
	「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3		
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その②	2012年11月21日	-	平成24年11月21日 記対指2012-125、 専企指2012-109					A2		
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品質指2010-43、 U-情2010-5、広報指2010-7							
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品質指2012-48、 U-情2012-17、広報指2012-4				1	A3		
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品質指2011-46							
厚生年金保険部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年指2012-23			1		A3		
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510							
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1			A2		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国年指2012-341		1			A3		
	学生・卒業生等への学生納付特別勧奨用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1			A2		

揭示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成24年12月14日

・・・揭示等期間を終了している揭示物。（平成24年12月14日現在）

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

※原則、「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で揭示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	揭示物名	揭示開始年月	揭示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と揭示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	-	平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7		1			A3		

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成24年12月14日

…掲示等期間を終了している掲示物。（平成24年12月14日現在）

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

※原則、「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
年金給付部	遅延特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3		
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3		
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200			1		A2		
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114							
合計							22	8	7		







編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
TEL. 